

3.2 社会状況の把握

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

山形市及び上山市における人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 に示すとおりである。

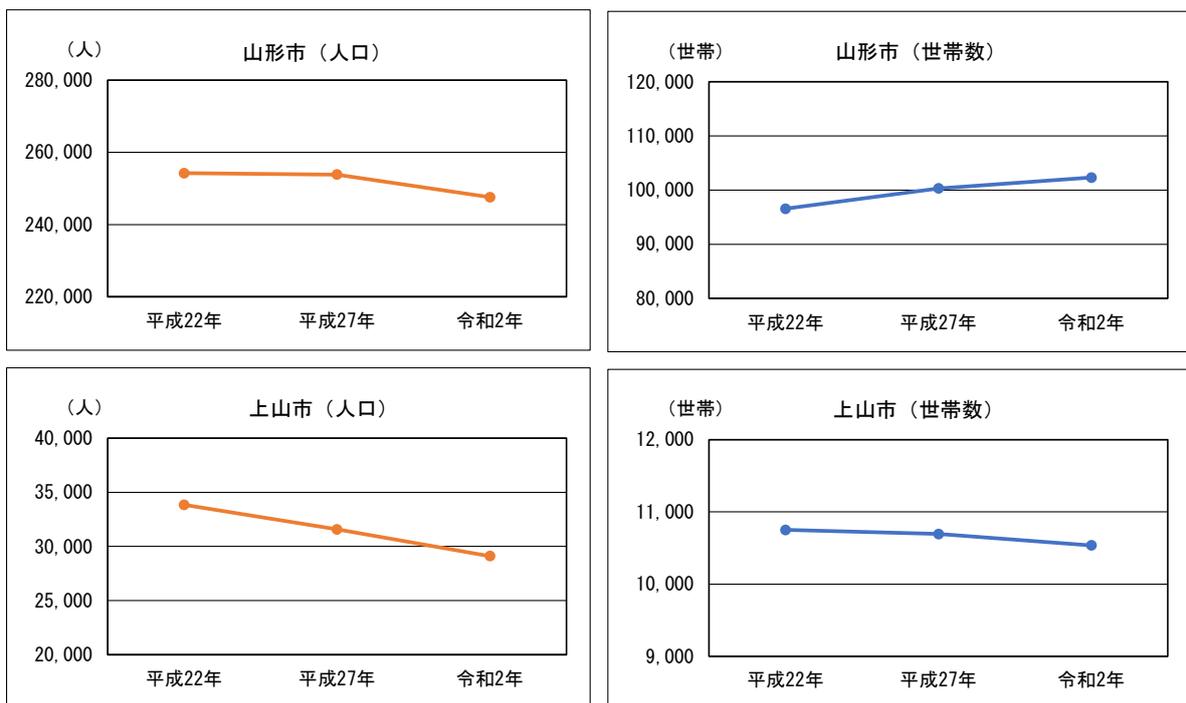
人口は山形市及び上山市ともに減少傾向にあり、世帯数は、山形市は増加傾向、上山市は減少傾向にある。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移

区分	年※	人口（人）			世帯数（世帯）
		総数	男	女	
山形市	平成22年	254,244	121,433	132,811	96,560
	平成27年	253,832	121,575	132,257	100,303
	令和2年	247,590	119,001	128,589	102,318
上山市	平成22年	33,836	16,036	17,800	10,751
	平成27年	31,569	14,951	16,618	10,694
	令和2年	29,110	13,909	15,201	10,537

※：各年10月1日現在の値である。

出典：「国勢調査」（令和5年2月閲覧 山形県HP）



※：各年10月1日現在の値である。

出典：「国勢調査」（令和5年2月閲覧 山形県HP）

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移

2. 産業の状況

山形市及び上山市における産業別就業者数は、表 3.2-2 に示すとおりである。

平成 28 年の産業別就業者数の割合は、山形市、上山市ともに第三次産業の占める割合が高くなっている。

表 3.2-2 産業別就業者数（平成 28 年）※1,3,4

（単位：人）

産業	山形市	上山市
総数	123,247	11,846
第一次産業	417 (0.3)	320 (2.7)
農林漁業	417	320
第二次産業	21,030 (17.1)	4,147 (35.0)
鉱業,採石業,砂利採取業	—	—
建設業	8,471	865
製造業	12,559	3,282
第三次産業	101,800 (82.6)	7,379 (62.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	539	—
情報通信業	2,543	19
運輸業,郵便業	5,998	292
卸売,小売業	28,565	2,047
金融,保険業	4,628	165
不動産業,物品賃貸業	3,044	156
学術研究,専門・技術サービス業	3,180	350
宿泊業,飲食サービス業	11,696	1,228
生活関連サービス業,娯楽業	5,977	399
教育,学習支援業	4,117	198
医療,福祉	17,520	1,826
複合サービス事業	1,517	219
サービス業 (他に分類されないもの※2)	12,476	480

※1：平成 28 年 6 月 1 日現在の値である。

※2：分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

※3：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

※4：（ ）書きの数字は総数に対する割合（%）を示す。

出典：「山形県統計年鑑（令和 2 年）」（令和 5 年 2 月閲覧 山形県 HP）

(1) 農業

山形市及び上山市における主要な農作物作付（栽培）経営体数は、表 3.2-3 に示すとおりである。

令和 2 年の主要な農作物作付（栽培）経営体数は、山形市及び上山市ともに稲が最も多くなっている。

表 3.2-3 主要な農作物作付（栽培）経営体数（令和 2 年）※¹

（単位：経営体）

種類	山形市	上山市
稲	1,264	548
麦類	x ※ ²	x ※ ²
雑穀	154	74
いも類	39	18
豆類	104	23
工芸農作物	14	12
野菜類	642	95
花き類・花木	102	32
果樹	702	550

※¹：令和 2 年 2 月 1 日現在の値である。

※²：「x」は秘密保護上統計数値を公表しないものを示す。

出典：「農林水産省統計情報わがマチ・わがムラ」（令和 5 年 2 月閲覧 農林水産省 HP）

(2) 林業

山形市及び上山市における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 に示すとおりである。

令和 2 年の林野面積は、山形市が 20,884ha、上山市が 16,247ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（令和 2 年）※

（単位：ha）

区分	林野面積計	国有林			民有林			
		小計	林野庁	その他官庁	小計	独立行政法人等	公有林	私有林
山形市	20,884	8,035	8,035	—	12,849	166	1,743	10,940
上山市	16,247	4,467	4,467	—	11,780	282	743	10,755

※：令和 2 年 2 月 1 日現在の値である。

出典：「2020 年農林業センサス（林野面積）」（令和 5 年 2 月閲覧 農林水産省 HP）

(3) 水産業

山形市における内水面養殖業者の基本構成は表 3.2-5 に、営んだ養殖種類別経営体数は表 3.2-6 に示すとおりである。

平成 30 年の養殖業の経営体数は 11 となっている。なお、上山市には内水面の養殖業者は存在しない。

表 3.2-5 養殖業の基本構成（平成 30 年）※

区分	養殖池数 (面)	養殖面積 (m ²)	養殖業従事者数 (人)	経営体数
山形市	105	60,710	26	11

※：平成 30 年 11 月 1 日現在の値である。

出典：「2018 年漁業センサス報告書」（令和 5 年 2 月閲覧 農林水産省 HP）

表 3.2-6 営んだ養殖種類別経営体数（平成 30 年）※1,2

(単位：経営体)

区分	計	食用		種苗用	観賞用	
		にじます	その他の ます類	ます類	錦ごい	その他
山形市	11	5	1	1	4	5

※1：平成 30 年 11 月 1 日現在の値である。

※2：経営実態のある項目のみを記載した。

出典：「2018 年漁業センサス報告書」（令和 5 年 2 月閲覧 農林水産省 HP）

(4) 商業

山形市及び上山市における商業の状況は、表 3.2-7 に示すとおりである。

平成 28 年の商店数は山形市が 2,866 店、上山市が 305 店、従業者数は山形市が 24,456 人、上山市が 1,560 人、年間商品販売額は、山形市が 103,265,761 万円、上山市が 3,226,521 万円となっている。

表 3.2-7 商業の状況（平成 28 年）※

区分		山形市	上山市
総数	商店数（店）	2,866	305
	従業者数（人）	24,456	1,560
	年間商品販売額（万円）	103,265,761	3,226,521
卸売業	商店数（店）	902	45
	従業者数（人）	9,119	239
	年間商品販売額（万円）	71,621,576	943,946
小売業	商店数（店）	1,964	260
	従業者数（人）	14,527	1,259
	年間商品販売額（万円）	31,644,185	2,282,575

※：平成 28 年 6 月 1 日現在の値である。

出典：「平成 28 年山形県の商業」（令和 5 年 2 月閲覧 山形県 HP）

(5) 工業

山形市及び上山市における工業の状況は、表 3.2-8 に示すとおりである。

令和 3 年の事業所数は山形市が 305 事業所、上山市が 79 事業所、従業者数は山形市が 10,682 人、上山市が 3,053 人、令和 2 年の製造品出荷額等は、山形市が 29,428,311 万円、上山市が 10,595,249 万円となっている。

表 3.2-8 工業の状況[従業員 4 人以上] (令和 2・3 年)

区分	山形市	上山市
事業所数 (事業所) ※1	305	79
従業者数 (人) ※1	10,682	3,053
製造品出荷額等 (万円) ※2	29,428,311	10,595,249

※1：事業所数及び従業者数は令和 3 年 6 月 1 日現在の値である

※2：製造品出荷額等は令和 2 年 6 月 1 日現在の値である。

出典：「山形県の工業 令和 3 年経済センサス」(令和 5 年 2 月閲覧 山形県 HP)

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

山形市及び上山市における土地利用の状況は、表 3.2-9 及び図 3.2-2 に示すとおりである。

令和元年の地目別土地利用は山形市及び上山市ともに森林の占める割合が最も多くなっている。

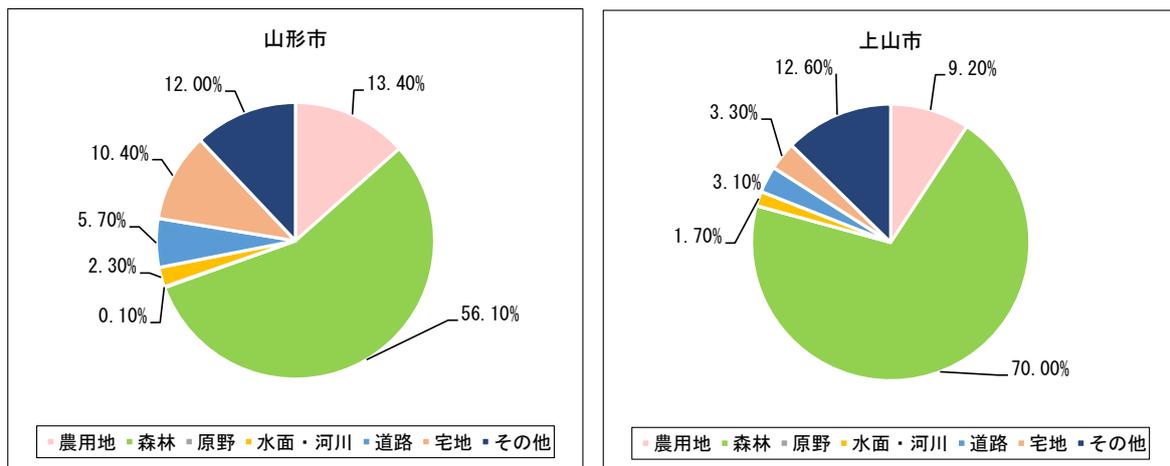
表 3.2-9 地目別土地利用の状況（令和元年）※

（単位：ha）

区分	総数	農用地	森林	原野	水面・河川 ・水路	道路	宅地	その他
山形市	38,130	5,110	21,394	48	862	2,162	3,966	4,588
	100.0%	13.4%	56.1%	0.1%	2.3%	5.7%	10.4%	12.0%
上山市	24,093	2,220	16,855	—	418	757	807	3,036
	100.0%	9.2%	70.0%	—	1.7%	3.1%	3.3%	12.6%

※：令和元年10月1日現在の値である。

出典：「山形県統計年鑑（令和2年）」（令和5年2月閲覧 山形県HP）



※：令和元年10月1日現在の値である。

出典：「山形県統計年鑑（令和2年）」（令和5年2月閲覧 山形県HP）

図 3.2-2 地目別土地利用の現況（令和元年）

2. 都市計画の状況

(1) 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲における「国土利用計画法」（昭和 49 年 法律第 92 号）に基づく都市地域の指定状況は、図 3.2-3 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、都市地域の指定があり、対象事業実施区域は市街化調整区域となっている。

(2) 用途地域

対象事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」（昭和 43 年 法律第 100 号）に基づく用途地域の指定状況は、図 3.2-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、用途地域の指定がある。なお、対象事業実施区域に用途地域の指定はない。

(3) 農業地域

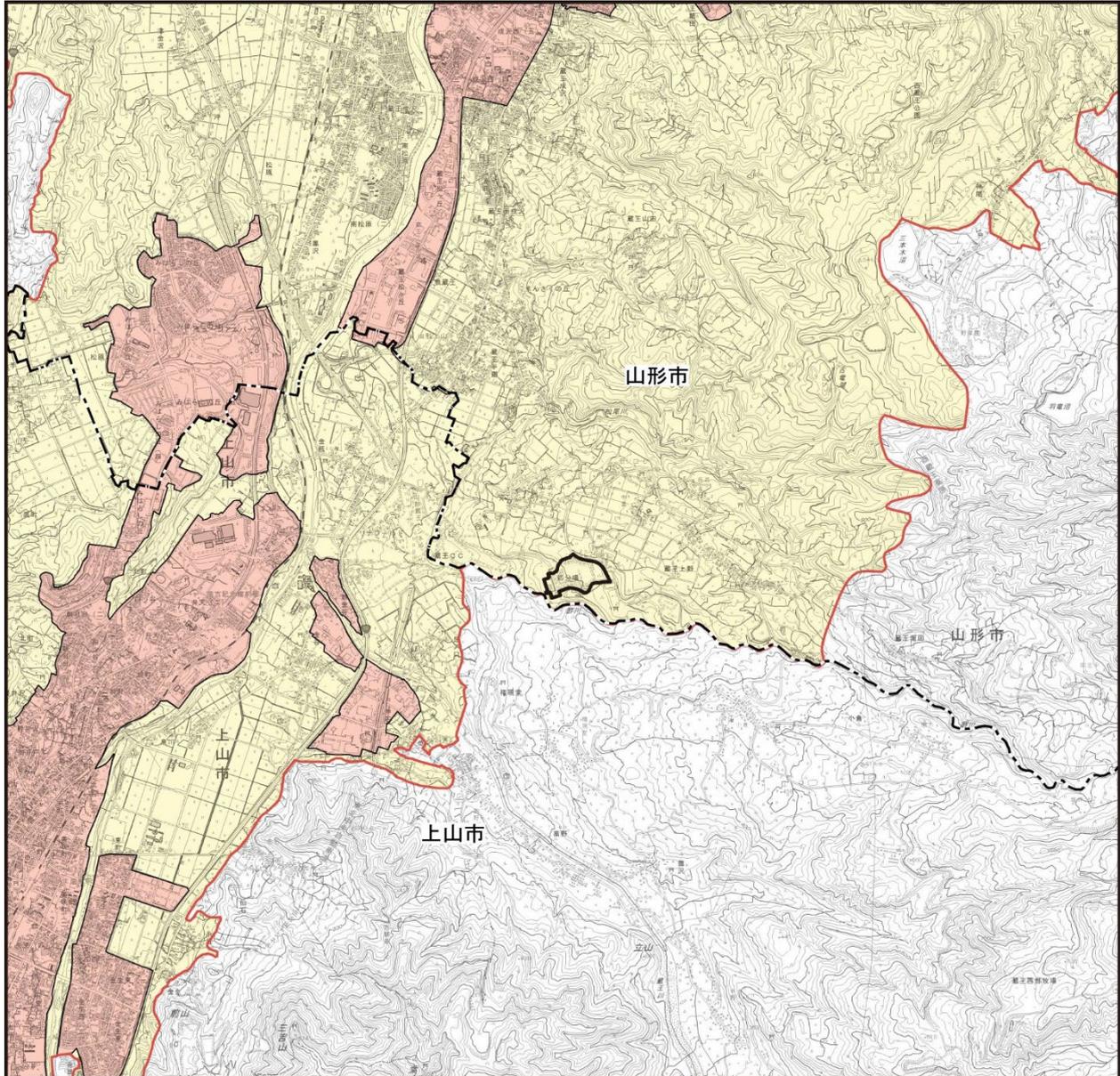
対象事業実施区域及びその周囲における「国土利用計画法」（昭和 49 年 法律第 92 号）に基づく農業地域の指定状況は、図 3.2-5 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、農業地域の指定がある。なお、対象事業実施区域に農用地区域の指定はない。

(4) 森林地域

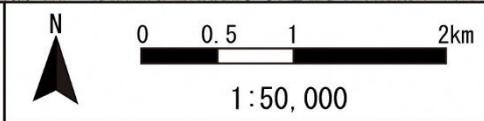
対象事業実施区域及びその周囲における「国土利用計画法」（昭和 49 年 法律第 92 号）に基づく森林地域の指定状況は、図 3.2-6 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、森林地域の指定がある。なお、対象事業実施区域の一部には、地域森林計画対象民有林の指定がある。



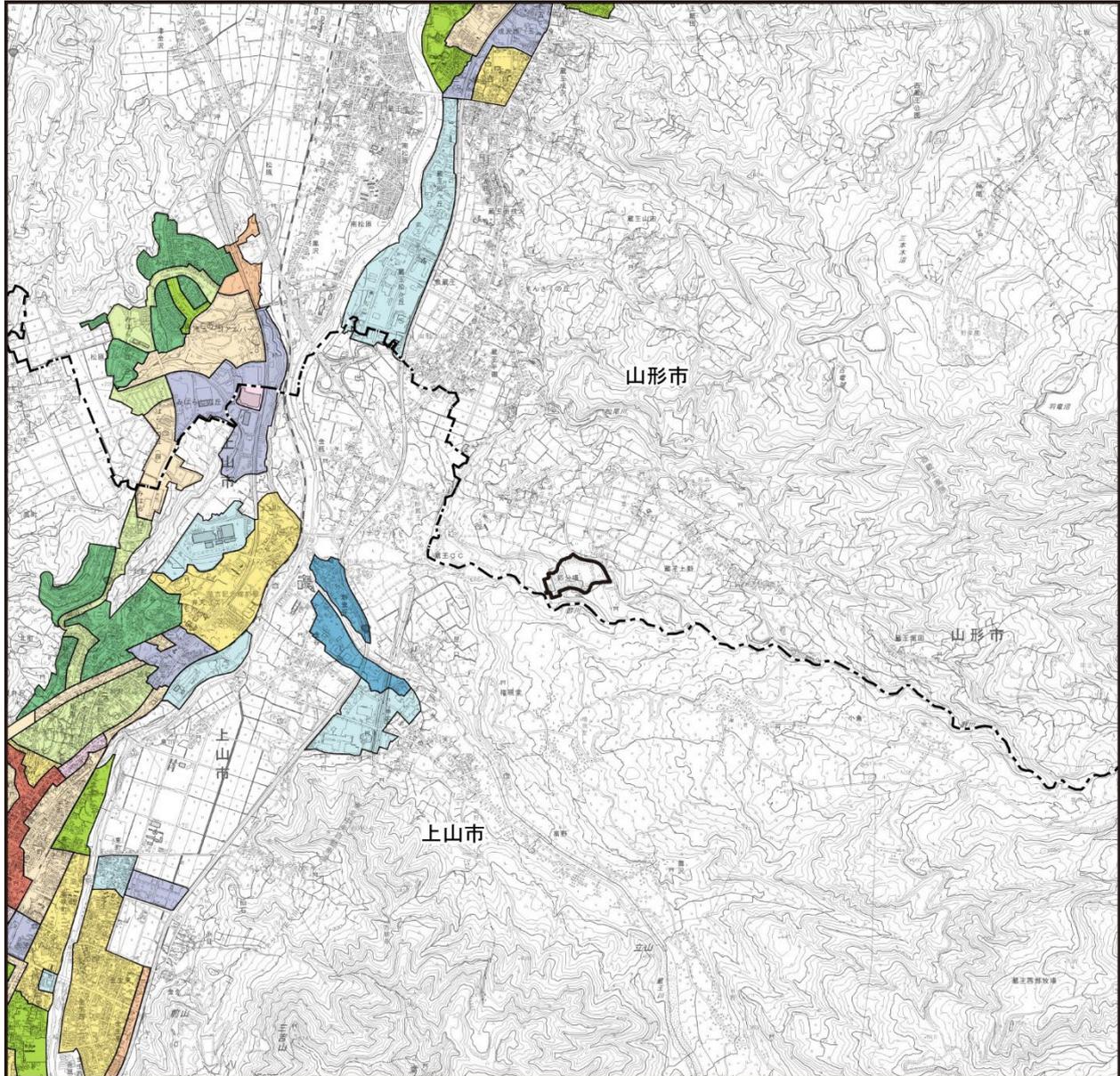
凡 例

- 対象事業実施区域
- 市界
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域



出典：「国土数値情報（都市地域）」（令和5年2月閲覧 国土交通省HP）

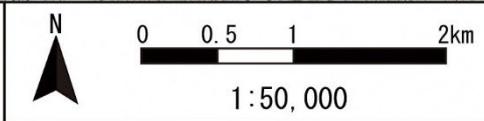
図 3.2-3 都市地域の指定状況



凡 例

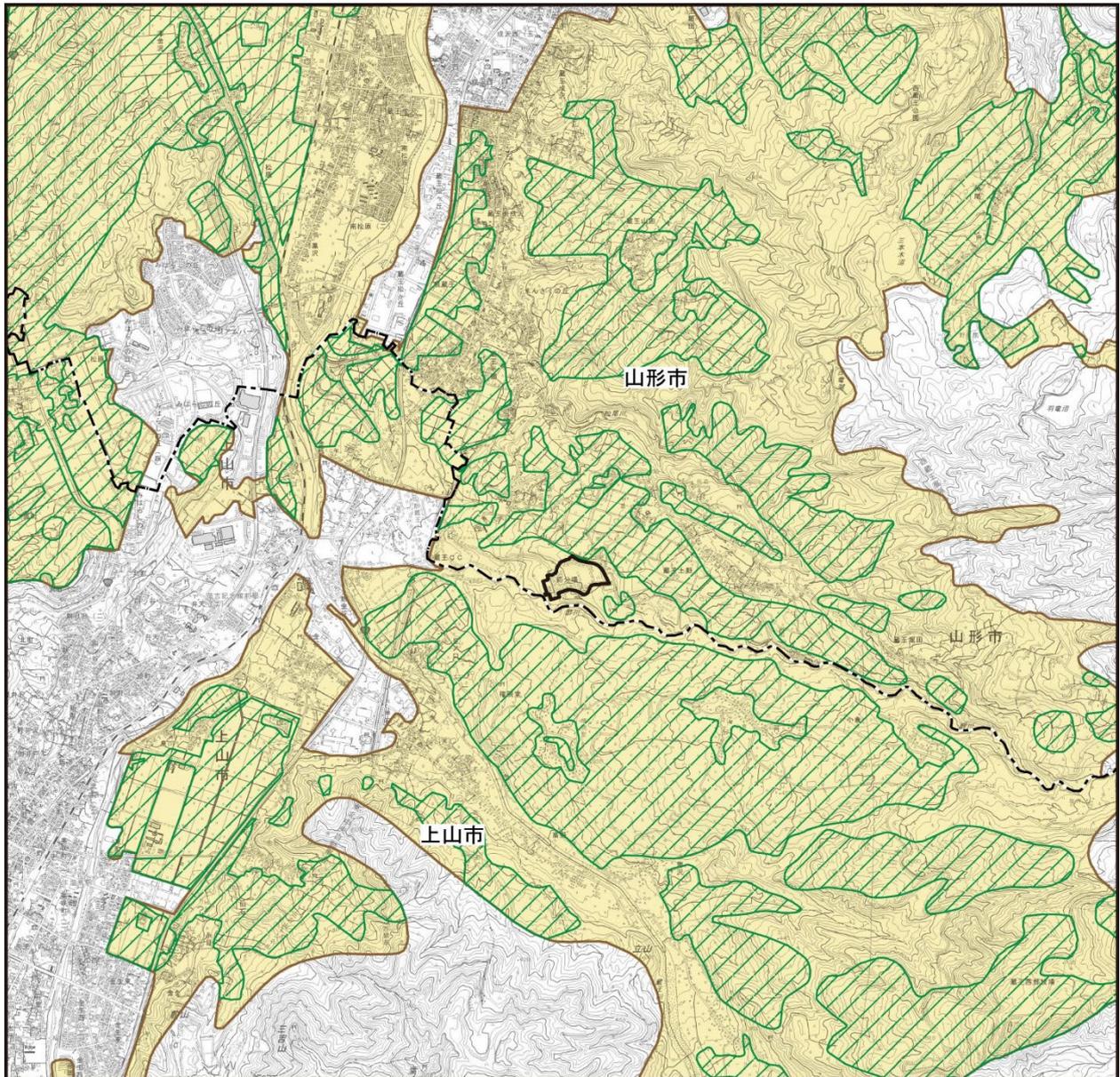
- 対象事業実施区域
- 市界
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域

- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域



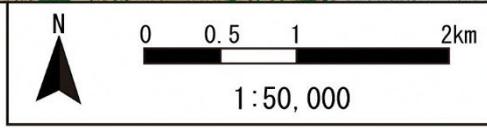
出典：「山形市地図情報（都市計画情報）」（令和5年2月閲覧 山形市HP）
「山形広域都市計画図（上山地区）」（平成26年 上山市）

図 3.2-4 用途地域の指定状況



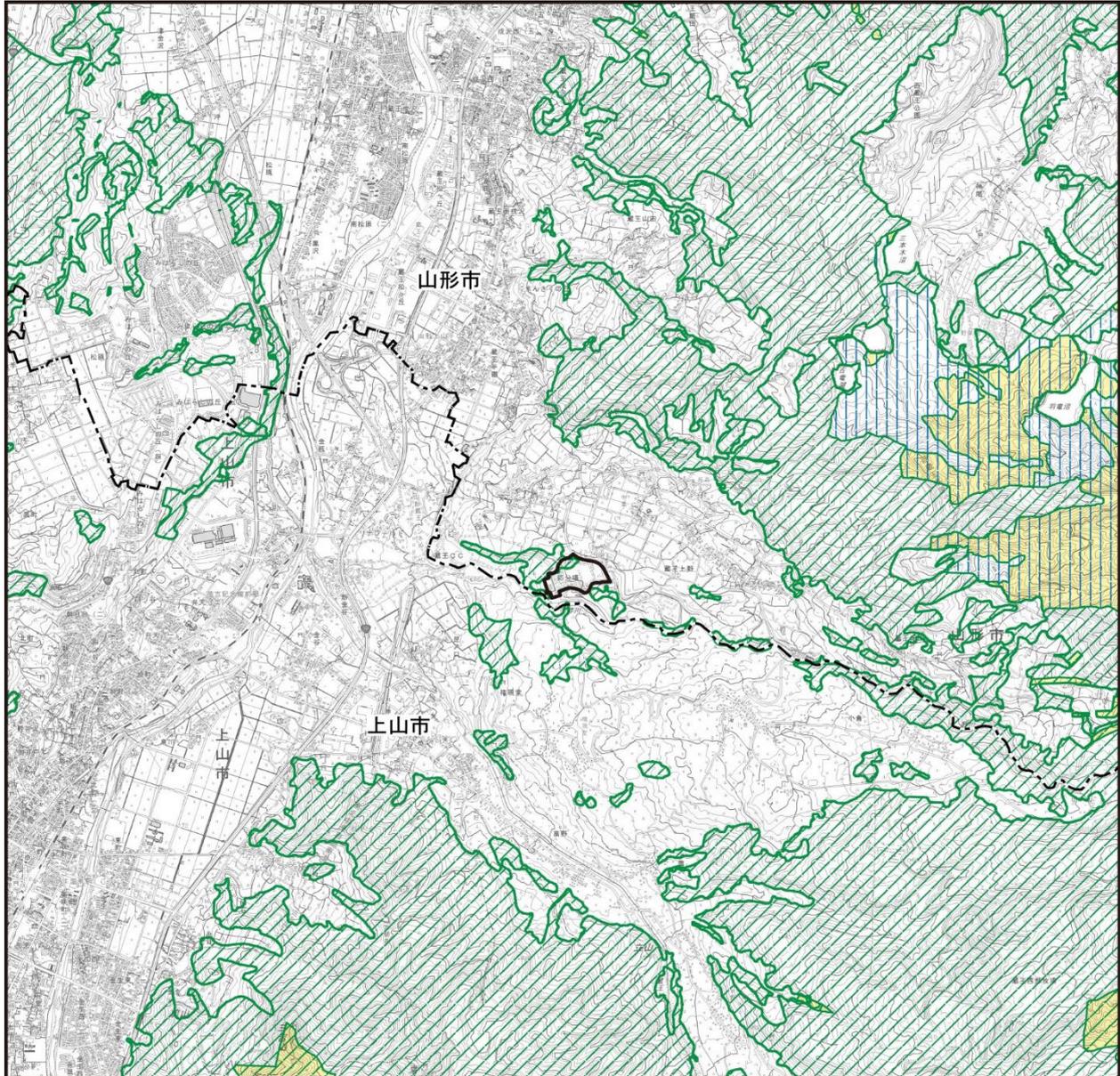
凡 例

- 対象事業実施区域
- 市界
- 農業地域
- 農用地区域



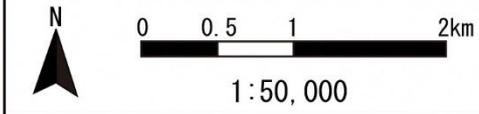
出典：「国土数値情報（農業地域）」（令和5年2月閲覧 国土交通省HP）

図 3.2-5 農業地域の指定状況



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市界
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林



出典：「国土数値情報（森林地域）」（令和5年2月閲覧 国土交通省 HP）
「環境アセスメントデータベース（保安林）」（令和5年2月閲覧 環境省 HP）

図 3.2-6 森林地域の指定状況

3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲からの取水状況は、表 3.2-10 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では表 3.2-10 及び図 3.2-7 に示すとおり、山形市蔵王上野周辺地域で表流水が上水道の水源として利用されている。

また、「令和3年度 山形県の水産」（令和4年 山形県）によると、対象事業実施区域及びその周囲の河川に内水面漁業権は設定されていない。

表 3.2-10 上水道表流水の取水状況

記号	区分	種類	給水地区	取水地点所在地	水源	水源種別	計画取水量
A※	山形市	上水道	山形市蔵王上野、蔵王成沢、蔵王山田、蔵王半郷等	蔵王上野（南部浄水場）	又治窯沢川	表流水	2,000m ³ /日

※：表中の記号は、図 3.2-7 に対応する。

出典：「水源と取水計画」（令和5年2月閲覧 山形市 HP）

「山形市の浄水場（南部浄水場）」（令和5年2月閲覧 山形市 HP）

2. 地下水の利用の状況

「令和元年版環境白書」（令和2年 山形県）によると、地下水は、水質・水温等が安定しているため農業用水や工業用水などに広く利用されており、県内の地下水採取量は年間約 1.16 億 m³（平成13年度山形県地下水利用実態調査）と推定されている。

対象事業実施区域及びその周囲における地下水の利用は、表 3.2-11～表 3.2-14 及び図 3.2-7 に示すとおりであり、専用水道が2施設、簡易水道が2施設、上水道が1施設及び約 460 箇所の井戸水利用がある。

なお、「工業用水事業」（令和5年2月閲覧 山形県 HP）によると、対象事業実施区域及びその周囲における地下水の工業用水道事業の利用はない。

表 3.2-11 専用水道※2の利用状況

No. ※1	区分	設置者名等	給水区域名称	給水人口（人）	水源種別	浄水方法	施設能力
1	上山市	二本松会かみのやま病院	上山市上水道	720	深井戸	消毒のみ	230 m ³ /日
2	上山市	東和薬品(株)山形工場	上山市上水道	850	受水深井戸	膜ろ過	1,243 m ³ /日

※1：表中の No. は、図 3.2-7 に対応する。

※2：自家用水道のうち以下の2条件のいずれかを満たすものは「専用水道」として水道法の規制を受ける。

条件1：100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの。

条件2：人の飲用、炊事用、浴用そのほか人の生活の用に供する目的のために給水・使用することができる一日最大の水量が20m³を超えるもの。

出典：「平成2年度 水道現況施設別調書（専用水道）」（令和5年2月閲覧 山形県 HP）

表 3.2-12 簡易水道^{※2}の利用状況

No. ^{※1}	区分	水道名	経営区分	給水人口 (人)	水源種別	浄水方法	施設能力
3	山形市	西藏王	民	180	深井戸	膜ろ過	153 m ³ /日最大
4	山形市	神尾	民	83	浅井戸	消毒のみ	60 m ³ /日最大

※1：表中のNo.は、図 3.2-7に対応する。

※2：水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道。人口の規模により、5,000人以下を対象とする水道を簡易水道という。

出典：「平成2年度 水道現況-施設別調査（簡易水道）」（令和5年2月閲覧 山形県 HP）

表 3.2-13 上水道の利用状況

No. [※]	区分	種類	給水地区	取水地点所在地	水源	浄水方法	施設能力
5	山形市	上水道	蔵王堀田地区	蔵王同志平 (蔵王堀田浄水場)	湧水	膜ろ過	50 m ³ /日

※：表中のNo.は、図 3.2-7に対応する。

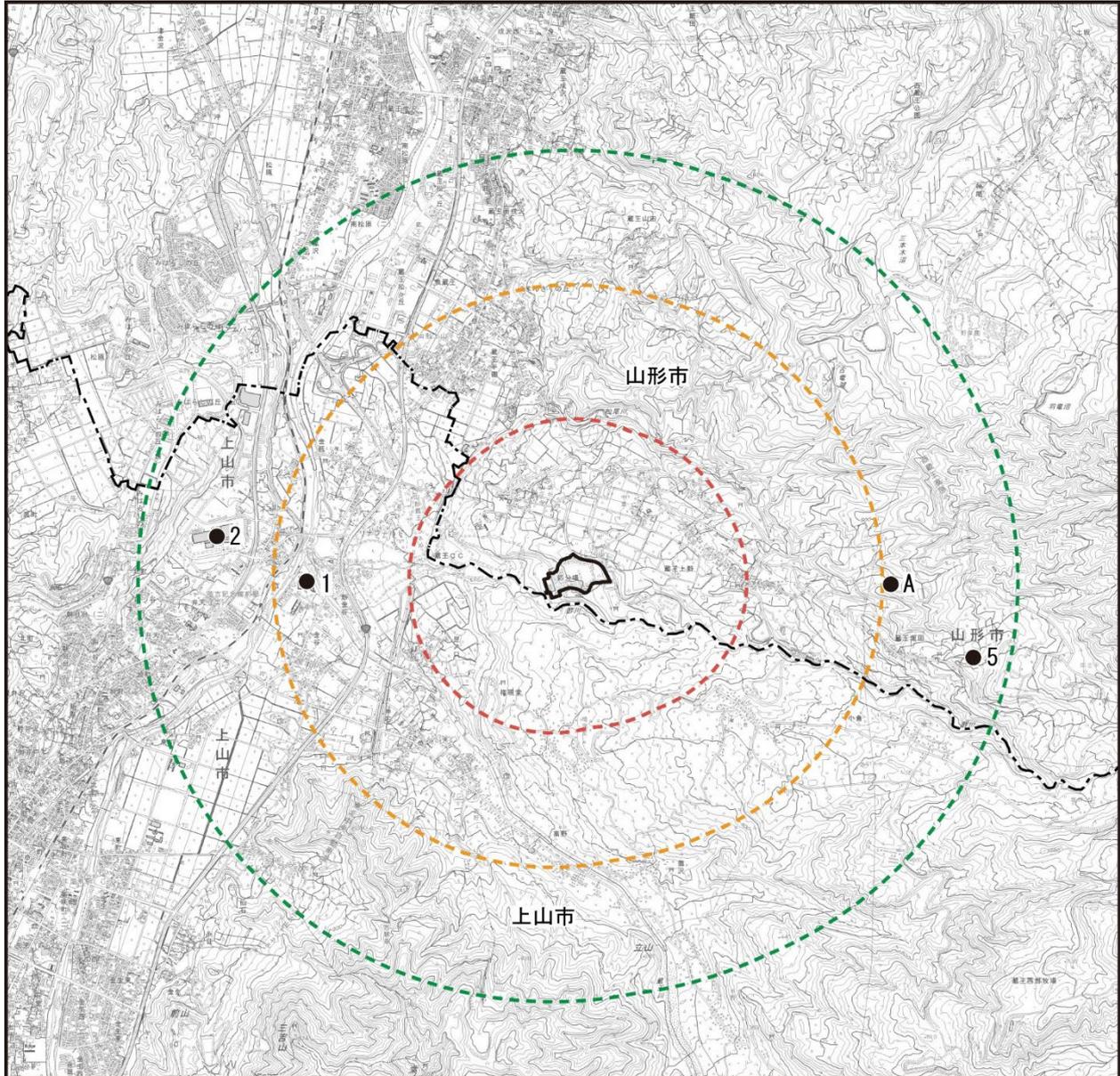
出典：「山形市上下水道部の紹介-水道-水源と取水計画」（令和5年2月閲覧 山形市 HP）

「山形市の浄水場（蔵王堀田浄水場）」（令和5年2月閲覧 山形市 HP）

表 3.2-14 対象事業実施区域及びその周囲での井戸水の利用状況

種類	区分	箇所（飲用等）
井戸	山形市（うち、蔵王上野地区）	約 120（約 20）
	上山市（うち、権現堂地区）	約 340（約 15）

出典：山形市及び上山市資料（令和5年2月調べ）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市界
- 水道施設

対象事業実施区域からの距離

- 1km
- 2km
- 3km



0 0.5 1 2km

1:50,000

※1：図中の記号及び番号は、表 3.2-10～表 3.2-13 に対応する。

※2：簡易水道（3、4）及び上水道（5）の取水位置、受益範囲については公表資料に位置等の記載がなかったため図上に記載していない。

※3：井戸水の利用位置については、非公開情報であることから記載していない。

出典：「令和2年度 水道現況施設別調書（専用水道）」（令和5年2月閲覧 山形県HP）

図 3.2-7 上水道表流水及び地下水の利用状況

3.2.4 交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な交通網の状況は、図 3.2-8 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の主要な道路は、東北中央自動車道、一般国道 13 号、主要地方道 12 号白石上山線、主要地方道 13 号上山七ヶ宿線、主要地方道 21 号蔵王公園線、主要地方道 51 号山形上山線、主要地方道 53 号山形永野線が通っている。

平成 27 年度の自動車交通量調査結果は表 3.2-15 に、自動車交通量調査地点は図 3.2-8 に示すとおりであり、対象事業実施区域の北側を通る主要地方道 21 号蔵王公園線 (No. 9) の自動車交通量は、5,076 台/24 時間となっている。

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道は、JR 奥羽本線 (山形新幹線) が敷設されている。

表 3.2-15 主要道路の交通状況 (平成 27 年度)

(単位: 台)

No. ※1	路線名 (調査区間・調査地点)	交通量 (昼間 12 時間※2)	交通量 (24 時間※2)
1	東北中央自動車道 (山形上山 IC~山形中央 IC)	2,382	2,720
2	一般国道 13 号 (上山市大字金谷)	25,999	32,707
3	一般国道 13 号 (上山市大字金瓶)	25,778	32,223
4	一般国道 458 号 (上山市久保手)	3,656	4,424
5	主要地方道 12 号 白石上山線 (上山市永野)	1,695	2,051
6	主要地方道 12 号 白石上山線 (上山市弁天一丁目)	4,819	6,024
7	主要地方道 13 号 上山七ヶ宿線 (上山市十日町)	5,237	6,546
8	主要地方道 13 号 上山七ヶ宿線 (上山市長清水)	5,571	6,462
9	主要地方道 21 号 蔵王公園線 (山形市蔵王半郷)	4,061	5,076
10	主要地方道 51 号 山形上山線 (山形市大字松原)	17,320	22,170
11	主要地方道 51 号 山形上山線 (上山市金瓶字高谷山)	12,668	16,215
12	主要地方道 53 号 山形永野線 (山形市大字神尾)	1,721	2,082
13	一般県道 169 号 十日町仙石線 (上山市仙石)	7,031	8,789
14	一般県道 170 号 蔵王成沢長谷堂線 (山形市大字松原)	8,488	10,695
15	一般県道 170 号 蔵王成沢長谷堂線 (山形市大字谷柏)	5,475	6,844
16	一般県道 263 号 萱平河崎線 (上山市金生西二丁目)	4,250	5,270
17	一般県道 267 号 十日町山形線 (上山市金瓶)	6,251	7,814
18	一般県道 267 号 十日町山形線 (山形市蔵王成沢)	8,667	10,920

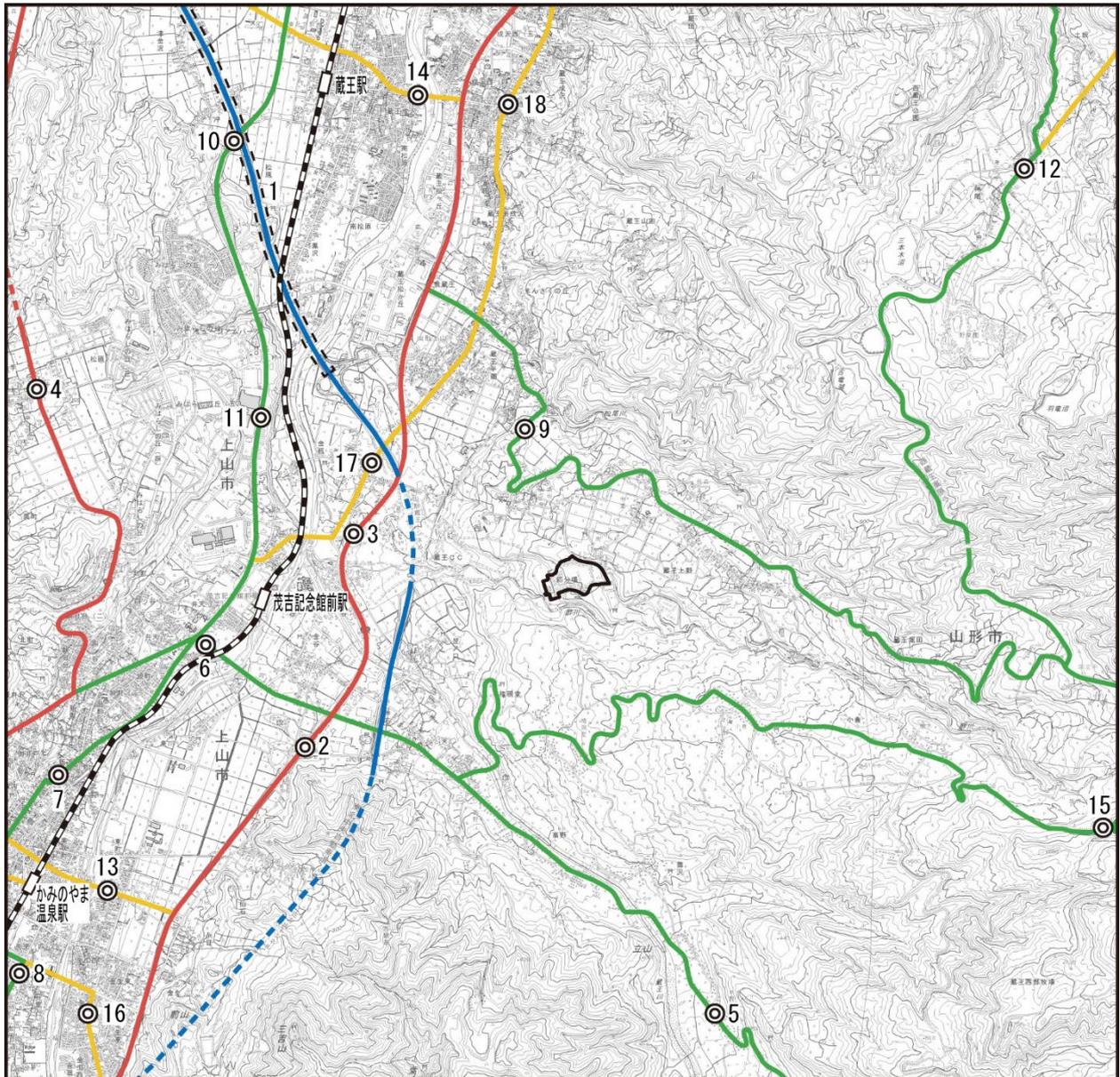
※1: 表中の No. は、図 3.2-8 に対応する。

※2: 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

12 時間観測: 午前 7 時~午後 7 時

24 時間観測: 午前 7 時~翌日午前 7 時又は午前 0 時~翌日午前 0 時

出典: 「平成 27 年度 自動車交通量調査」(令和 5 年 2 月閲覧 山形県 HP)



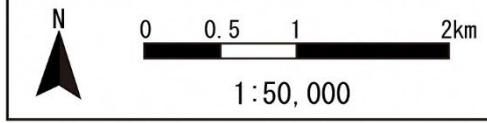
凡 例

- 対象事業実施区域
- 市界
- 高速自動車道
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- トンネル区間
- JR奥羽本線
(山形新幹線)

⌈⌋⌋⌋ 交通量調査区間

◎ 交通量調査地点

※：図中の番号は、表 3.2-15 に対応する。



出典：「平成 27 年度 自動車交通量調査」（令和 5 年 2 月閲覧 山形県 HP）

図 3.2-8 主要な交通網及び自動車交通量調査地点

3.2.5 環境の保全についての配慮が必要な施設及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、教育施設、福祉施設、医療機関、集会所等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲の概況は、表 3.2-16 及び図 3.2-9 に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、教育施設が 19 箇所、老人福祉施設が 8 箇所、介護老人保健施設が 1 箇所、障害者支援施設が 1 箇所、児童福祉施設が 12 箇所、医療機関が 3 箇所、公民館・集会施設等が 12 箇所ある。

対象事業実施区域及びその周囲の住宅等の状況は、図 3.2-10 に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、山形市蔵王上野地区等の集落が分布している。なお、対象事業実施区域の北東側約 40m に住宅が存在する。

表 3.2-16(1) 環境の保全についての配慮が必要な施設（教育施設）

区分	No. ※1	施設名
教育施設	1	東北文教大学附属幼稚園
	2	南山形幼稚園
	3※2	蔵王めぐみこども園
	4※2	かしのき幼稚園お日さま
	5※2	上山幼稚園・アイキッズ
	6	山形市立南山形小学校
	7	山形市立蔵王第一小学校
	8	山形市立蔵王第二小学校
	9	山形市立みはらしの丘小学校
	10	上山市立中川小学校
	11	山形市立第九中学校
	12	山形市立蔵王第一中学校
	13	上山市立北中学校
	14	上山市立南中学校
	15	東海大学山形高等学校
	16	山形県立上山明新館高等学校
	17	東北文教大学短期大学
	18	東北文教大学
	19	山形厚生看護学校

※1：表中の No. は、図 3.2-9(1)に対応する。

※2：3, 4, 5 は、幼保連携型のため教育施設と児童福祉施設の双方に記載した。

出典：「山形県学校名鑑（令和 4 年 5 月 1 日現在）」（令和 5 年 2 月閲覧 山形県 HP）

表 3.2-16(2) 環境の保全についての配慮が必要な施設（福祉施設）

区分 ^{※1}	No. ^{※1}	施設名
老人福祉施設	1	みこころの園 南山形
	2	山形市老人福祉センター黒沢いこい荘
	3	みはらしの丘
	4	蔵王地域包括支援センター
	5	蔵王やすらぎの里
	6	蔵王長寿園
	7	蓬仙園
	8	ユトリアケアセンターなりさわ
介護老人保健施設	9	みゆきの丘
障害者支援施設	10	山形育成園（生活介護）
児童福祉施設	11	アスクみはらしの丘保育園
	12	しらさぎ保育園
	13	子供の城保育園
	14	山形学園
	15	こまくさ学園
	16 ^{※2}	蔵王めぐみこども園
	17 ^{※2}	かしのき幼稚園お日さま
	18 ^{※2}	上山幼稚園・アイキッズ
	19	南山形すくすく保育園
	20	保育園ちびっこランドみはらし園
	21	東和ほほえみ保育園山形
	22	中川児童センター

※1：表中のNo. は、図 3.2-9(2)に対応する。

※2：16, 17, 18 は、幼保連携型のため教育施設と児童福祉施設の双方に記載した。

出典：「山形県社会福祉施設等名簿（平成28年4月1日現在）」（令和5年2月閲覧 山形県HP）

表 3.2-16(3) 環境の保全についての配慮が必要な施設（医療機関、公民館・集会施設等）

区分	No. ^{※1}	施設名
医療機関 ^{※2}	1	みゆき会病院
	2	かみのやま病院
	3	高野せきね外科・眼科クリニック
公民館・集会施設等	4	南山形コミュニティセンター
	5	蔵王コミュニティセンター
	6	上野第二集会所
	7	上山市北部地区公民館
	8	金谷公民館
	9	朝日台公民館
	10	上山市中部地区公民館
	11	権現堂公民館
	12	小倉公民館
	13	上山市中川地区公民館
	14	高野公民館
	15	上野ふれあいプラザ 21

※1：表中のNo. は、図 3.2-9(3)に対応する。

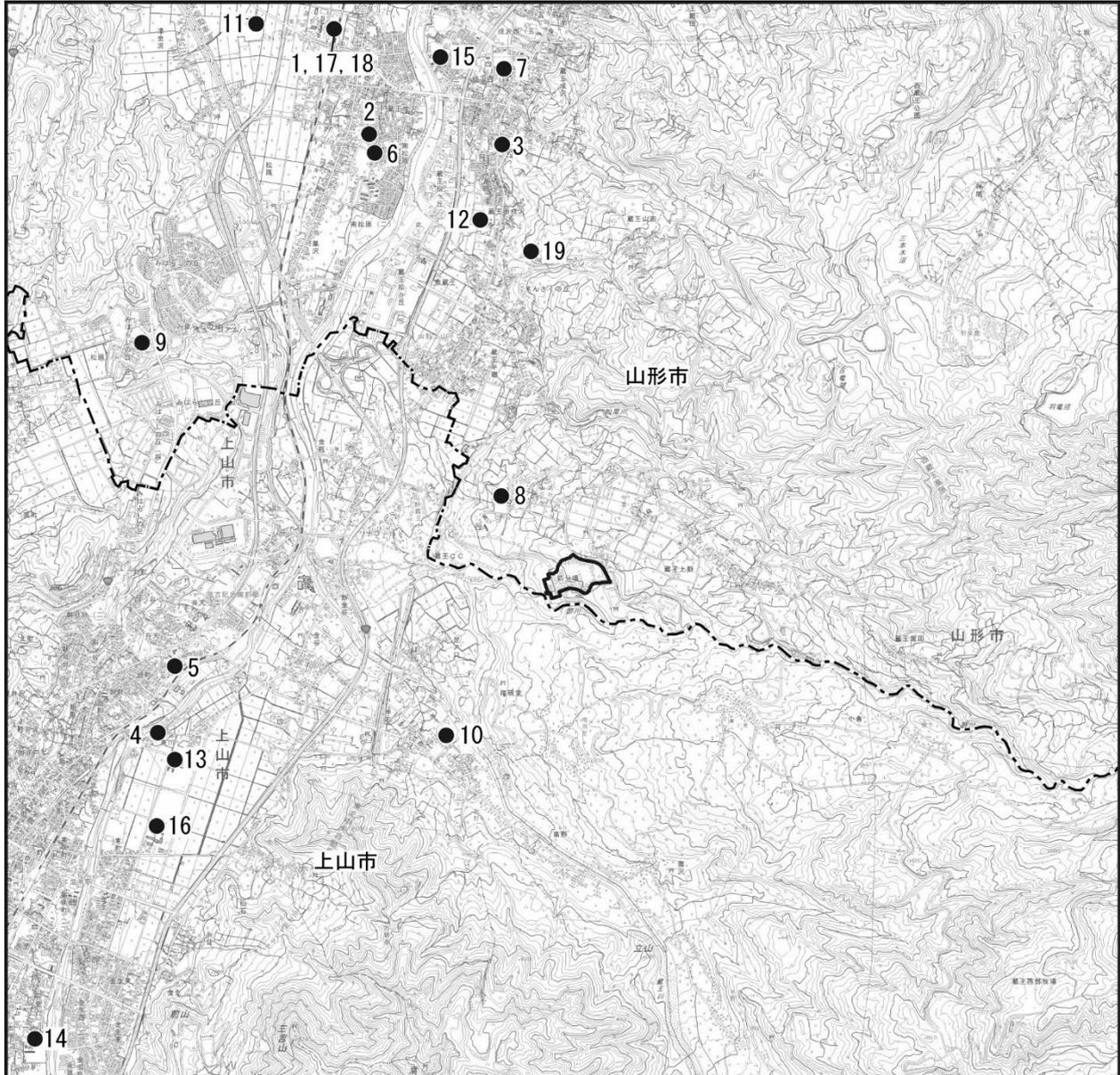
※2：医療機関については、入院設備のある施設のみ記載した。

出典：「山形県病院一覧（令和4年10月1日現在）」（令和5年2月閲覧 山形HP）

「山形県医療機関情報ネットワーク」（令和5年2月閲覧）

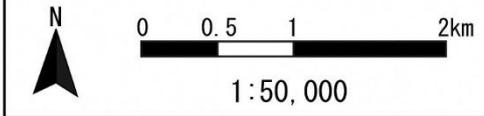
「施設案内」（令和5年2月閲覧 山形市HP）

「上山市施設一覧」（令和5年2月閲覧 上山市HP）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市界
- 教育施設

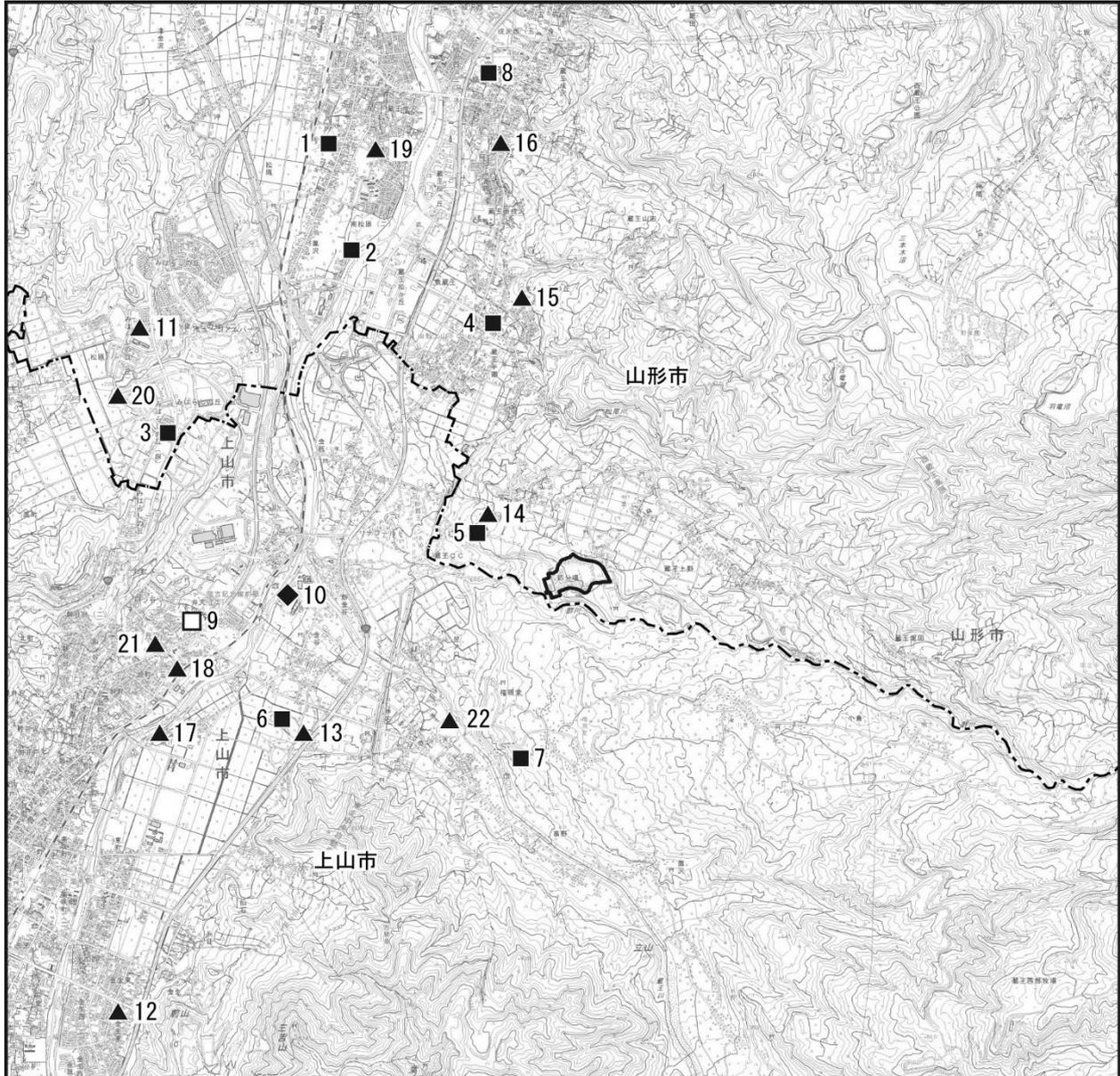


※1：図中の番号は、表 3.2-16(1)に対応する。

※2：3, 4, 5 は、幼保連携型のため教育施設と児童福祉施設の双方に記載した。

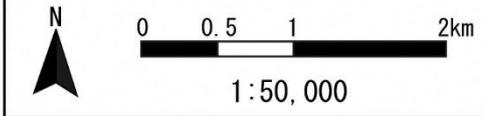
出典：「山形県学校名鑑（令和4年5月1日現在）」（令和5年2月閲覧 山形県HP）

図 3.2-9(1) 環境の保全について配慮が必要な施設（教育施設）



凡例

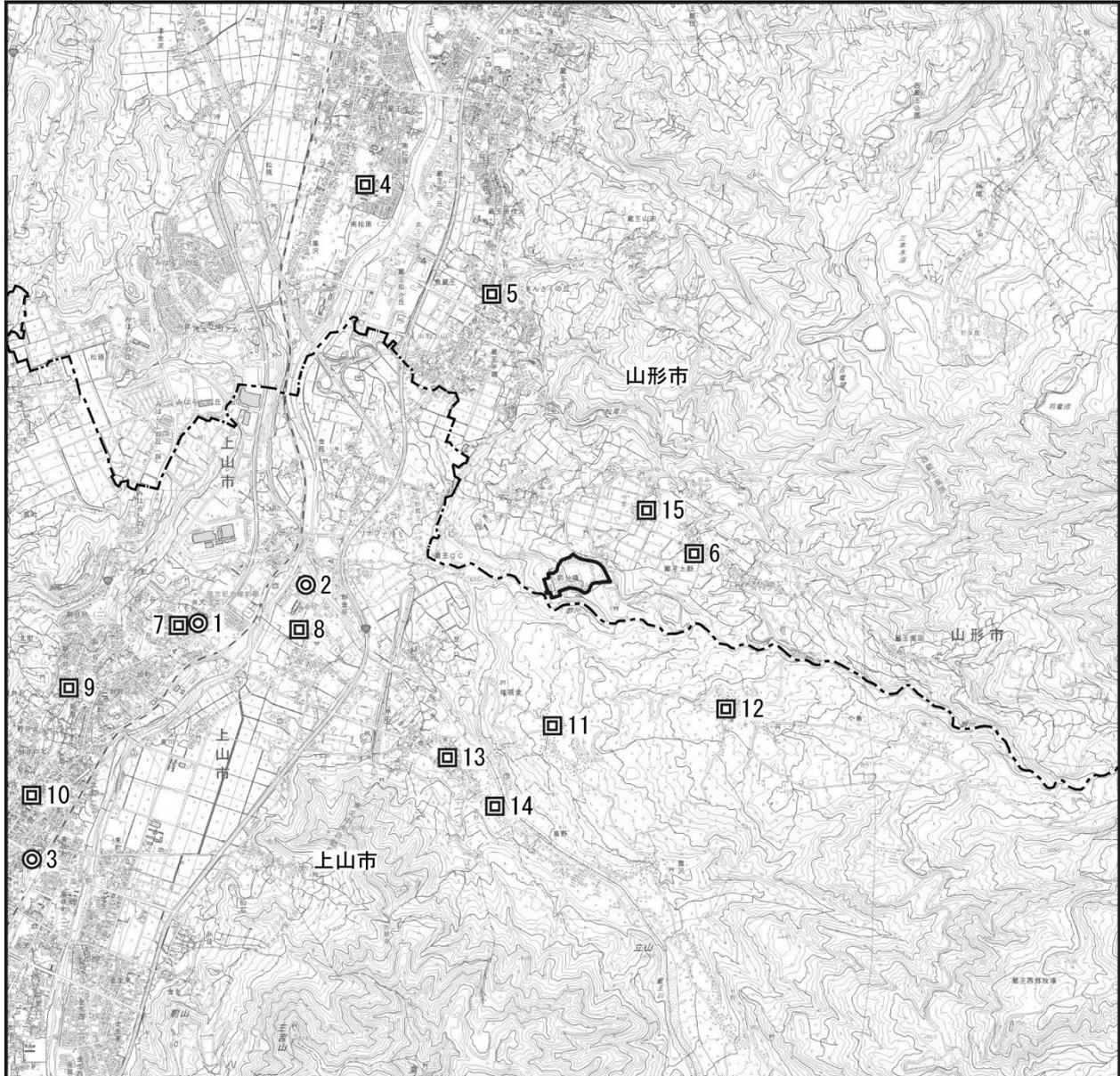
- 対象事業実施区域
- 市界
- 老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- ◆ 障害者支援施設
- ▲ 児童福祉施設



※1：図中の番号は、表 3.2-16(2)に対応する。
 ※2：16, 17, 18 は、幼保連携型のため教育施設と児童福祉施設の双方に記載した。

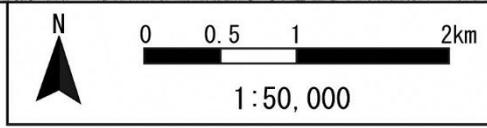
出典：「山形県社会福祉施設等名簿（平成 28 年 4 月 1 日現在）」（令和 5 年 2 月閲覧 山形県 HP）

図 3.2-9(2) 環境の保全について配慮が必要な施設（福祉施設）



凡 例

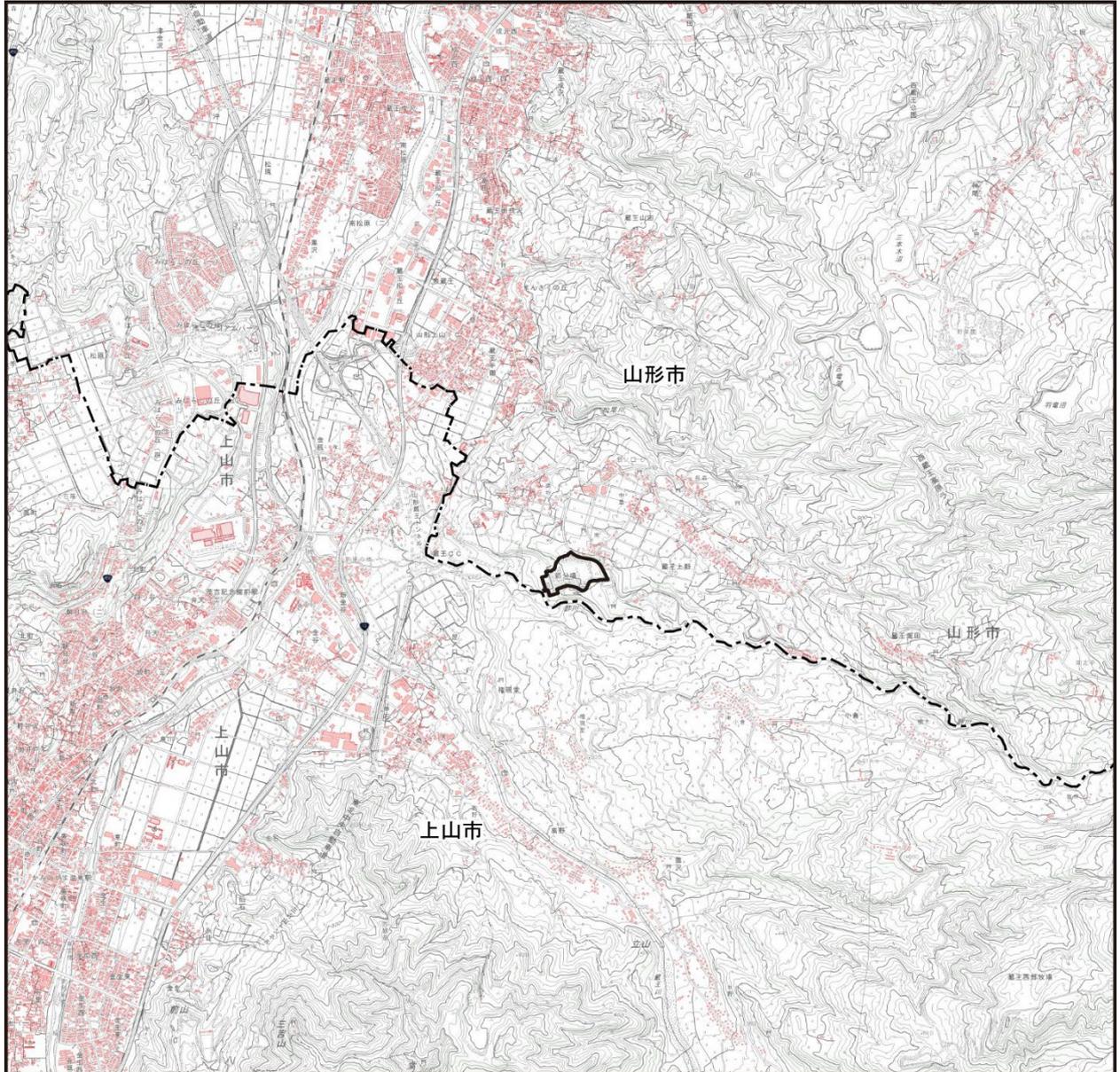
- 対象事業実施区域
- 市界
- ◎ 医療機関
- 回 公民館・集会施設等



※1：図中の番号は、表 3.2-16(3)に対応する。
 ※2：医療機関については、入院設備のある施設のみ記載した。

出典：「山形県病院一覧（令和4年10月1日現在）」（令和5年2月閲覧 山形HP）
 「山形県医療機関情報ネットワーク」（令和5年2月閲覧）
 「山形市市有施設案内」（令和5年2月閲覧 山形市HP）
 「上山市施設一覧」（令和5年2月閲覧 上山市HP）

図 3.2-9(3) 環境の保全について配慮が必要な施設（医療機関、公民館・集会所施設等）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市界
- 住宅等

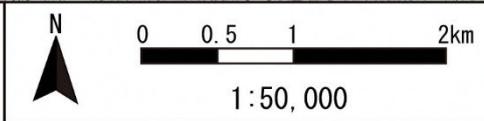


図 3.2-10 住宅等の状況

3.2.6 環境整備の状況

1. 下水道の整備の状況

山形市及び上山市における下水道処理人口普及状況は、表 3.2-17 に示すとおりである。

令和 3 年度末における生活排水処理施設普及率は山形市が 99.7%、上山市が 94.3%となっている。また、下水道普及率は山形市が 97.9%、上山市が 75.8%となっている。

表 3.2-17 下水道処理人口普及状況（令和 3 年度末）

区分	生活排水処理施設普及率 (%)	処理施設別普及率 (%)				行政人口 (百人)
		処理人口 (百人)	下水道*	農業集落排水施設等	浄化槽	
山形市	99.7	2,402	97.9	1.7	0.1	2,410
上山市	94.3	273	75.8	9.7	9.0	289

※：下水道普及率＝処理人口／行政人口 (%)

出典：「令和 3 年度末各市町村別生活排水処理施設普及率」（令和 5 年 2 月閲覧 山形県 HP）

2. 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の状況

山形市及び上山市における一般廃棄物の処理状況は、表 3.2-18 に示すとおりである。

令和 2 年度のごみ総排出量は山形市が 82,559t、上山市が 10,014t となっている。

表 3.2-18 一般廃棄物の処理状況（令和 2 年度）

区分		山形市	上山市
ごみ総排出量	計画収集量 (t)	72,760	8,494
	直接搬入量 (t)	4,214	1,212
	集団回収量 (t)	5,585	308
	合計 (t)	82,559	10,014
ごみ処理量	直接焼却量 (t)	66,423	7,663
	直接最終処分量 (t)	1,002	149
	焼却以外の中間処理量 (t)	6,522	745
	直接資源化量 (t)	3,027	856
	合計 (t)	76,974	9,413
中間処理後再生利用量 (t)		6,819	832
リサイクル率 (%) ※		18.7	20.5
最終処分量 (t)		4,082	538

※：リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）／（ごみ処理量＋集団回収量）×100

出典：「令和 2 年度一般廃棄物処理実態調査結果」（令和 5 年 2 月閲覧 環境省 HP）

(2) 産業廃棄物の処理状況

山形県における令和2年度の産業廃棄物の処理状況は、表 3.2-19 に示すとおりである。

令和2年度の間接処理施設・最終処分場の処理量は2,123,708t となっている。

対象事業実施区域の位置する村山地区の間接処理業者数及び最終処分業者数は表 3.2-20 に示すとおりであり、中間処理業者が63事業所、最終処分業者が5事業所となっている。

特別管理産業廃棄物処理業者数は表 3.2-21 に示すとおりであり、中間処理業者が2事業所、最終処分業者が1事業所となっている。

対象事業実施区域の周囲における産業廃棄物処理業者の状況は表 3.2-22 に、事業場の位置は図 3.2-11 に示すとおりであり、対象事業実施区域の周囲には産業廃棄物処理業者の事業場が6箇所存在し、うち2箇所は埋立終了した最終処分場である。

表 3.2-19 産業廃棄物の処理状況（令和2年度）※

区分	中間処理施設・ 最終処分場の処理量 (t)	最終処分量 (t)	中間処理量 (t)	資源化施設による 処理量 (t)	最終処分場 残余容量 (m ³)
山形県	2,123,708	159,924	1,963,784	1,027,505	3,519,831

※：処理量には特別管理産業廃棄物を含む。

出典：「令和2年度山形県の産業廃棄物処理状況」（令和5年2月閲覧 山形県 HP）

表 3.2-20 産業廃棄物処理業者数（令和2年度）

（単位：事業所）

地域	総合支庁	中間処理	最終処分
山形県	村山	63	5

出典：「令和2年度山形県の産業廃棄物処理状況」（令和5年2月閲覧 山形県 HP）

表 3.2-21 特別管理産業廃棄物処理業者数（令和2年度）

（単位：事業所）

地域	総合支庁	中間処理	最終処分
山形県	村山	2	1

出典：「令和2年度山形県の産業廃棄物処理状況」（令和5年2月閲覧 山形県 HP）

表 3.2-22(1) 対象事業実施区域の周囲における産業廃棄物処理業者の事業場の状況

No. ※	事業者名	事業場所在地	事業場の種類	取り扱う産業廃棄物※
1	株式会社荒正	山形市蔵王上野地内	最終処分場 その他処理施設	燃え殻、汚泥、廃プラスチック、紙くず、他15品目
2	有限会社遠藤土建工業	山形市大字長谷堂2211番地	その他処理施設	ガラスくず等、がれき類
3	株式会社丹野	山形市蔵王上野字南坂 2064番1	その他処理施設	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の糞尿
4	株式会社ミツワ企業	上山市高野上河原 115番地の5	その他処理施設	汚泥、廃油

※表中のNo. は、図 3.2-11 に対応する。

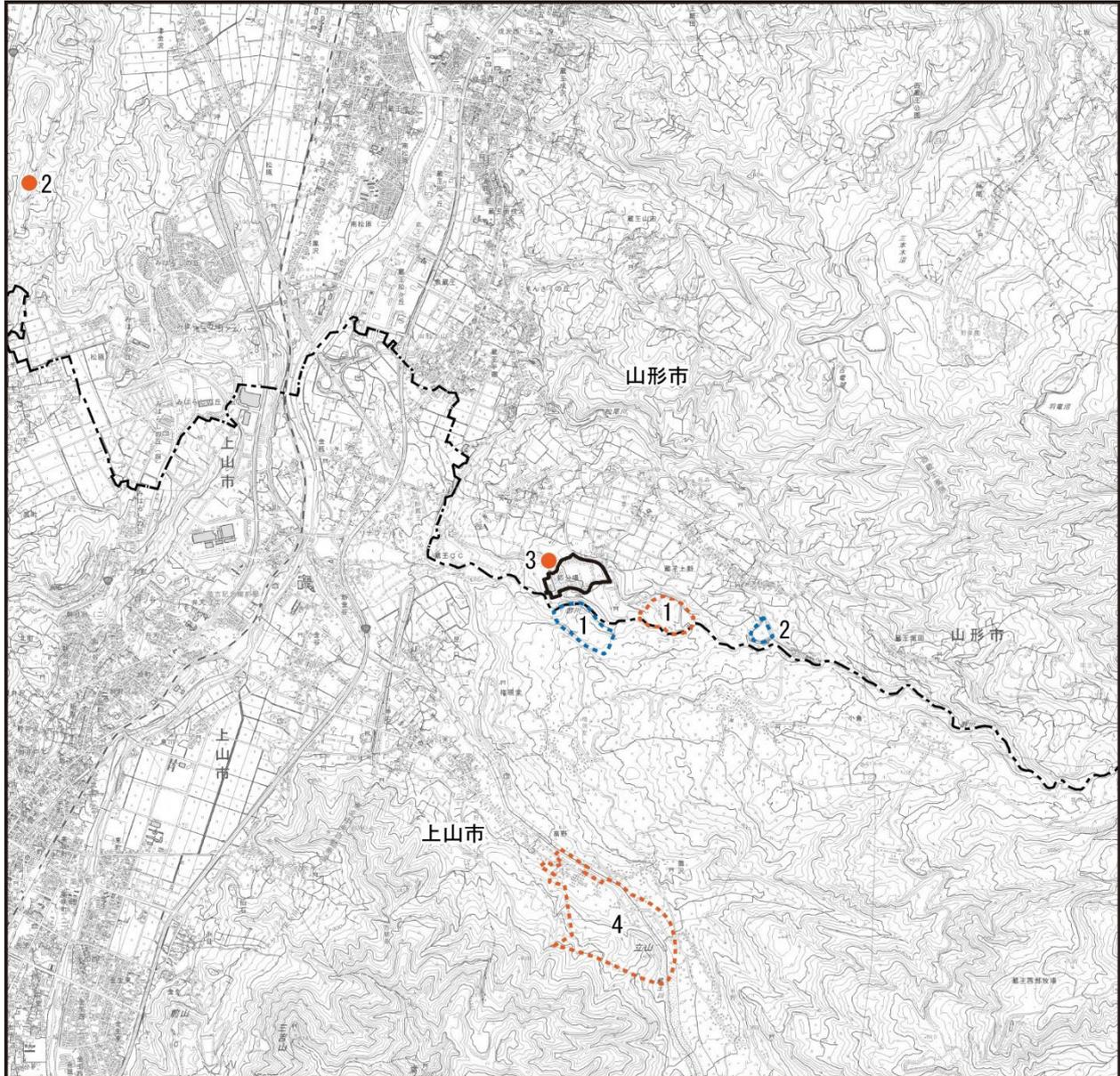
出典：「産業廃棄物処理業者名簿（令和4年5月6日現在）」（令和5年2月閲覧 山形市 HP）

「山形県産業廃棄物処理業者名簿（令和4年5月1日現在）」（令和5年2月閲覧 山形県 HP）

表 3.2-22(2) 対象事業実施区域の周囲における産業廃棄物処理業者（埋立終了）の
事業場の状況

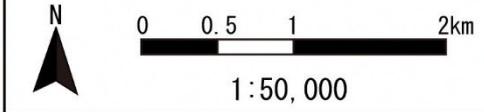
No.※	事業者名	事業場所在地	事業場の種類	備考
1	東ソー株式会社	上山市権現堂地内	最終処分場	管理型最終処分場
2	株式会社荒正	山形市蔵王上野地内	最終処分場	安定型最終処分場

※表中のNo.は、図 3.2-11 に対応する。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市界
- 産業廃棄物処理業者の事業場
- 産業廃棄物処理業者の事業場（埋立終了）



※：図中の番号は、表 3.2-22 に対応する。

出典：「産業廃棄物処理業者名簿（令和4年5月6日現在）」（令和5年2月閲覧 山形市 HP）
 「山形県産業廃棄物処理業者名簿（令和4年5月1日現在）」（令和5年2月閲覧 山形県 HP）

図 3.2-11 対象事業実施区域の周囲における産業廃棄物処理業者の事業場の状況

3.2.7 地域及び地域の文化の状況

1. 文化財の状況

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号)、「山形県文化財保護条例」(昭和30年 山形県条例第27号)、「山形市文化財保護条例」(昭和51年 山形市条例第42号)及び「上山市文化財保護条例」(平成20年 上山市条例第20号)に基づく文化財の状況は、表3.2-23及び図3.2-12に示すとおりである。なお、特別天然記念物のカモシカ、天然記念物のイヌワシ及びヤマネは、「地域を定めない指定」となっている。

対象事業実施区域の周囲には、21件の文化財の指定がある。なお、対象事業実施区域に文化財の指定はない。

埋蔵文化財包蔵地の状況は、表3.2-24及び図3.2-13に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、70件の埋蔵文化財包蔵地の指定がある。なお、対象事業実施区域に埋蔵文化財包蔵地の指定はない。

表 3.2-23 文化財の状況※1

No. ※2	区分	分類	名称	所在地	
1	国指定	建造物	八幡神社鳥居	山形市蔵王成沢館山129の1	
2			旧松應寺観音堂	山形市蔵王半郷松尾山	
3	県指定	史跡	谷柏古墳群	山形市谷柏元上谷柏字上ノ山他	
4			土矢倉古墳群	上山市金生土矢倉307-1	
5		天然記念物	津金沢の大スギ	山形市津金沢317-1	
6	市指定	史跡	金瓶学校	上山市金瓶北165	
7			斎藤茂吉の生家	上山市金瓶北162	
8			天然記念物	愛染神社の桜	山形市松原1165-4
9		松尾山のヒガンザクラ		山形市蔵王半郷	
10		松尾山のカツラ		山形市蔵王半郷	
11		太師堂のいちい		上山市永野54	
12		長龍寺のいちい		上山市小倉34	
13		権現堂のしだれ桜		上山市権現堂公民館前	
14		高仙寺のしだれ桜		上山市仙石1	
15		観音寺のシラカシ		上山市十日町9-29	
16		考古資料		権現堂の正中二年板碑	上山市権現堂公民館庭
17				上山藩領境界石標	上山市十日町6-16
18				庚申待一座塔	上山市四ツ谷1-2-47
19				美咲町建武二年三尊板碑	上山市美咲町2-289-1
20		国登録	建造物	蟹仙洞旧長谷川家住宅	上山市矢来4-111他
21	旧長谷川製糸所繭蔵・糸蔵及び荷造場			上山市矢来4-111-3	

※1：特別天然記念物のカモシカ、天然記念物のイヌワシ及びヤマネは、「地域を定めない指定」となっている。

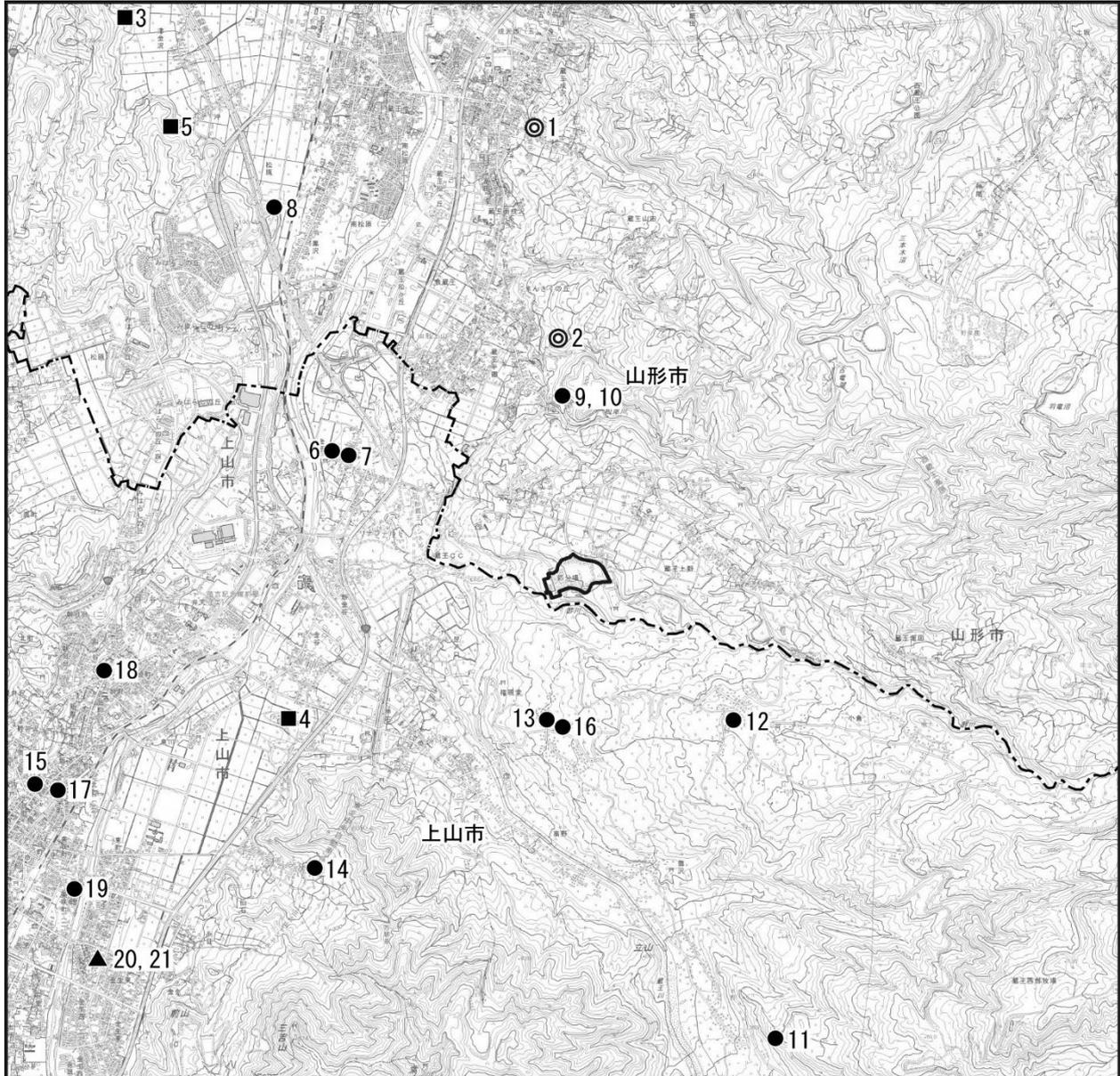
※2：表中のNo.は、図3.2-12に対応する。

出典：「国指定文化財データベース」(令和5年2月閲覧 文化庁HP)

「山形の宝 検索ナビ」(令和5年2月閲覧 山形県HP)

「山形市の指定・登録文化財」(令和5年2月閲覧 山形市HP)

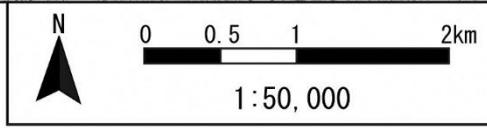
「上山市指定文化財一覧」(令和5年2月閲覧 上山市HP)



凡例

- 対象事業実施区域
- 市界

- ◎ 国指定文化財
- 県指定文化財
- 市指定文化財
- ▲ 国登録文化財



※1：特別天然記念物のカモシカ、天然記念物のイヌワシ及びヤマネは、「地域を定めない指定」となっている。
 ※2：図中番号は、表 3.2-23 に対応する。

出典：「国指定文化財データベース」（令和 5 年 2 月閲覧 文化庁 HP）
 「山形の宝 検索ナビ」（令和 5 年 2 月閲覧 山形県 HP）
 「山形市の指定・登録文化財」（令和 5 年 2 月閲覧 山形市 HP）
 「上山市指定文化財一覧」（令和 5 年 2 月閲覧 上山市 HP）

図 3.2-12 文化財の状況

表 3.2-24(1) 埋蔵文化財包蔵地の状況

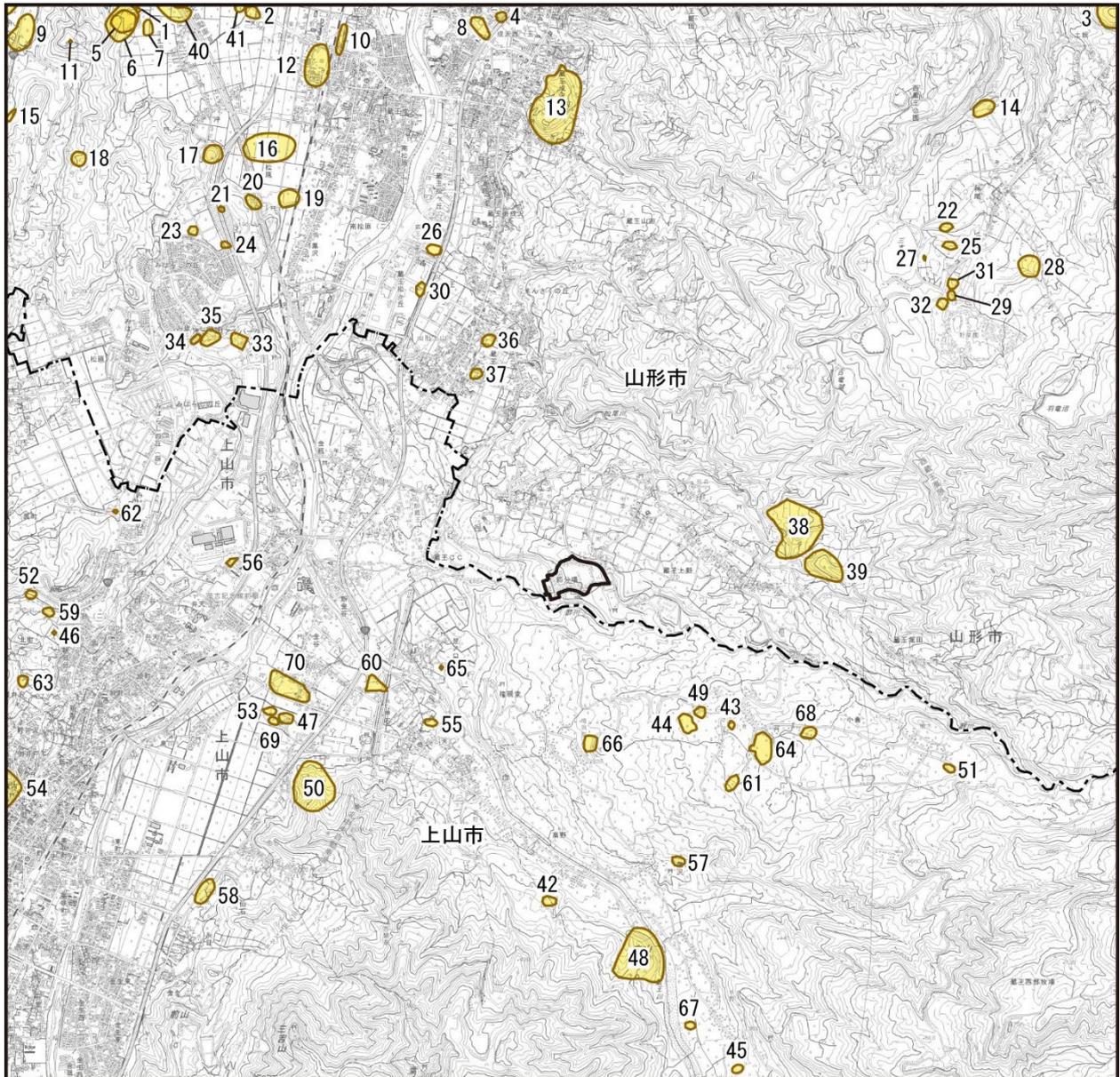
No. ※	遺跡名	所在地	時代	種別
1	高崎山遺跡	山形市	平安時代	祭祀跡
2	花川遺跡	山形市	弥生時代、古墳時代	集落跡
3	楯山楯跡	山形市		城館跡
4	鳴沢川遺跡	山形市	縄文時代	集落跡
5	谷柏古墳群	山形市	古墳時代(後期)	古墳
6	谷柏館跡	山形市		城館跡
7	高崎遺跡	山形市	奈良時代	集落跡
8	泉出城跡	山形市	中世	城館跡
9	飯ノ森遺跡	山形市	縄文時代	散布地
10	片谷地遺跡	山形市	平安時代	集落跡
11	古峯山経塚	山形市	平安時代	経塚
12	横手区遺跡	山形市	縄文時代、古墳時代、中世	集落跡
13	成沢城跡	山形市		城館跡
14	萩の庫遺跡	山形市	縄文時代	集落跡
15	風路野遺跡	山形市	縄文時代	散布地
16	六壇遺跡	山形市	中世	集落跡
17	天神山遺跡	山形市	古墳時代	山岳祭祀跡
18	熊野堂窯跡	山形市	平安時代	窯跡
19	松原遺跡	山形市	平安時代	遺物包蔵地
20	オサヤズ窯跡	山形市	縄文時代(前期)、奈良・平安時	遺物包蔵地
21	秋葉山経塚	山形市	中世	経塚
22	神尾 B 遺跡	山形市	平安時代	散布地
23	八ヶ森遺跡	山形市	縄文時代(早期・前期)	散布地
24	八ヶ森南遺跡	山形市	縄文時代(前期)	集落跡
25	神尾 A 遺跡	山形市	縄文時代	散布地
26	戸苺田遺跡	山形市	縄文時代	集落跡
27	三本木窯跡	山形市	奈良・平安時代	集落跡、窯跡
28	神尾遺跡	山形市	縄文時代	集落跡
29	神尾 C 遺跡	山形市	平安時代	散布地
30	西の宮遺跡	山形市	平安時代	集落跡
31	神尾 D 遺跡	山形市	平安時代	散布地
32	神尾 E 遺跡	山形市	縄文時代	散布地
33	長者屋敷遺跡	山形市	縄文時代(中期、後期)、平安時代	生産遺跡、集落跡
34	小松原窯跡	山形市	縄文時代、平安時代	生産遺跡
35	坂ノ上遺跡	山形市	縄文時代(前期)、近世	集落跡、街道跡
36	藤木遺跡	山形市	縄文時代	集落跡
37	半郷遺跡	山形市	縄文時代	集落跡
38	上野遺跡	山形市	縄文時代	集落跡
39	上野館跡	山形市		城館跡
40	石田遺跡	山形市	奈良・平安時代	遺物包蔵地
41	毘沙門遺跡	山形市	古墳時代	集落跡
42	高野遺跡	上山市	縄文時代	集落跡
43	野手倉 1 遺跡	上山市	奈良・平安時代	散布地
44	植ノ山 1 遺跡	上山市	縄文時代	散布地
45	前下遺跡	上山市	縄文時代	集落跡
46	四ツ谷古窯跡	上山市	平安時代	窯跡
47	土矢倉古墳群	上山市	古墳時代(後期)	古墳
48	立山館跡	上山市		城館跡
49	植ノ山 2 遺跡	上山市	縄文時代	散布地
50	廻館跡	上山市		城砦

表 3.2-24(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

No. ※	遺跡名	所在地	時代	種別
51	大森遺跡	上山市	縄文時代	集落跡
52	三千刈窯跡	上山市	奈良・平安時代	窯跡
53	土矢倉 A 遺跡	上山市	縄文時代	集落跡
54	月岡城跡	上山市	中世	城館跡
55	高野土師遺跡	上山市	平安時代	集落跡
56	湯坂山遺跡	上山市	奈良・平安時代	散布地
57	薄沢遺跡	上山市	飛鳥時代	集落跡
58	安如寺遺跡	上山市	平安時代	集落跡
59	三千刈窯跡	上山市	奈良・平安時代	窯跡
60	金谷遺跡	上山市	平安時代	散布地
61	植ノ山 3 遺跡	上山市	縄文時代	散布地
62	三千刈窯跡	上山市	奈良・平安時代	窯跡
63	荒町遺跡	上山市	平安時代	散布地
64	一ノ堰 1 遺跡	上山市	縄文時代、奈良・平安時代	散布地
65	足ノ口窯跡	上山市	平安時代	窯跡
66	森合遺跡	上山市	縄文時代	散布地
67	川原遺跡	上山市	縄文時代	集落跡
68	一ノ堰 2 遺跡	上山市	縄文時代	散布地
69	土矢倉 B 遺跡	上山市	平安時代	集落跡
70	藤木遺跡	上山市	縄文時代、奈良時代	集落跡

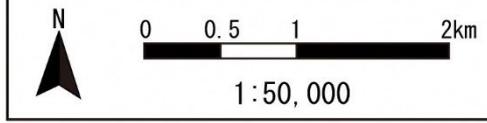
※：表中の No. は、図 3.2-13 に対応する。

出典：「山形県遺跡地図」（令和 5 年 2 月閲覧 山形県 HP）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市界
- 埋蔵文化財包蔵地



※：図中の番号は、表 3.2-24 に対応する。

出典：「山形県遺跡地図」（令和 5 年 2 月閲覧 山形県 HP）

図 3.2-13 埋蔵文化財包蔵地の状況

3.2.8 各種計画等の策定状況

1. 環境保全計画等

(1) 山形県環境基本条例

山形県の環境行政の基本的方向については、「山形県環境基本条例」(平成11年 山形県条例第7号)において定められている。

同条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし制定されたものである。

同条例では目指すべき目標として、表 3.2-25 に示す4つの基本理念と5つの基本的施策を定めている。

表 3.2-25(1) 山形県環境基本条例の基本理念

基本理念	
1	良好な環境の保全・創造と将来世代への継承
2	環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
3	人と自然との共生の確保
4	地球環境保全の積極的推進

出典：「山形県環境基本条例」(平成11年 山形県条例第7号)

表 3.2-25(2) 山形県環境基本条例の基本的施策

基本的施策	
1	さまざまな手法による環境の保全・創造
2	快適な環境の保全・創造
3	環境への負荷の少ない社会づくり
4	県民の取組の促進
5	地球環境の保全の推進

出典：「山形県環境基本条例」(平成11年 山形県条例第7号)

(2) 山形県環境計画

山形県では、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に継承していくため、「山形県環境基本条例」（平成 11 年 山形県条例第 7 号）を制定した。また、山形県環境基本条例に基づき平成 12 年 10 月に「山形県環境計画」、令和 3 年 3 月に「第 4 次山形県環境計画」を策定し環境の保全及び創造に関する各種の施策に取り組んできた。

「第 4 次山形県環境計画」では、計画で目指す将来像を「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県～みんなで創る グリーンやまがた～」と定め、本計画のテーマを「ゼロカーボンへのチャレンジ」としている。目指す将来像の実現に向けた 6 つの政策の柱の内容は、表 3.2-26 に示すとおりである。

表 3.2-26 第 4 次山形県環境計画の施策の柱

	施策の柱	内容
1	持続可能な社会をけん引する人づくりと県民総ぐるみによる運動の展開	県民一人ひとりが環境問題を「自分ごと」として捉えられるよう、意識改革・行動変容を促す県民総ぐるみの新たな県民運動を展開します。
2	気候変動対策による環境と成長の好循環（グリーン成長）の実現	温室効果ガスの排出削減対策と森林整備による吸収源対策の総合的な気候変動対策に取り組み、グリーン成長の実現を目指します。
3	再生可能エネルギーの導入拡大による地域の活性化	自然環境や景観、地域の歴史・文化等との調和や地域との協調のもと、再生可能エネルギーの活用による産業振興と地域課題の解決を図ります。
4	3R の推進による循環型社会の構築	県民、事業者、行政等の協働による 3R を推進し、県内におけるごみの発生量の最小化と資源循環を進めます。
5	生物多様性を守り、活かす自然共生社会の構築	生物多様性がもたらす豊かな恵みを享受するとともに、本県ならではの環境資産を活用した取組みにより地域の活性化を図ります。
6	良好な大気・水環境の確保と次世代への継承	県民が健康な生活を送ることができるよう、大気や水などの生活環境を保全し、良好な状態で次世代に引き継ぎます。

出典：「第 4 次山形県環境計画」（令和 3 年 山形県）

(3) 山形県自然環境保全条例

山形県では、「自然環境保全法」（昭和 47 年 法律第 85 号）その他自然環境の保全に関する法令と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、将来にわたって広く県民が自然環境の恵沢を享受することができるようにし、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「山形県自然環境保全条例」（昭和 48 年 山形県条例第 21 号）が制定され、自然環境保全地域、里山環境保全地域が指定されている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲に自然環境保全地域、里山環境保全地域の指定はない。

(4) 山形県水資源保全条例

山形県では、水資源の保全に関し基本となる事項並びに水資源保全地域における土地の取引及び利用に関し必要な手続き、その他の措置を定めることにより、水資源の保全に寄与することを目的として、「山形県水資源保全条例」（平成 25 年 山形県条例第 14 号）が制定されている。

また、条例により水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図るための計画（水資源保全総合計画）が策定され、水資源保全地域が指定されている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲に水資源保全地域の指定はない。

(5) 山形市環境基本計画

山形市では、良好な環境の保全及び創造を図り次世代に引き継ぐため、「美しい山形をつくる基本条例」（昭和 63 年 山形市条例第 2 号）に基づき、平成 5 年度に「山形市環境計画（第 1 次）」、平成 13 年度に「山形市新環境計画（第 2 次）」、平成 22 年度に「山形市環境基本計画（第 3 次）」を策定し市民・事業者・行政が連携・協力した施策や事業を推進してきた。

現在は、「山形市環境基本計画（第 3 次）」の計画期間が終期を迎えることから山形市における環境に関する状況や課題を幅広くかつ的確に把握し、長期的な視野に立った、今後の環境施策を総合的かつ計画的に実施及び推進するため「第 4 次山形市環境基本計画」（令和 3 年 3 月 山形市）を策定している。

「第 4 次山形市環境基本計画」においては、「みんなで創る 豊かな自然と笑顔輝く 持続的発展可能なまち」を山形市のめざす将来の環境像として掲げており、表 3.2-27 に示す 5 つの基本目標を設定している。

表 3.2-27 第 4 次山形市環境基本計画の基本目標

	基本目標	内容
1	脱炭素社会 (ゼロカーボンシティ)	地球温暖化を防止し、将来の世代へ豊かな環境を引き継いでいくために、環境負荷の少ないライフスタイルが定着し、化石燃料から再生可能エネルギーや新技術への転換が図られた、2050 年に二酸化炭素の排出が実質ゼロとなるゼロカーボンシティの実現を目指します。
2	循環型社会	将来の世代へ限りある資源を引き継いでいくために、廃棄物の発生抑制や資源の再使用の推進などにより、新たな資源の消費が抑制された、生産から廃棄までのライフサイクルを通して環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。
3	自然との共生	豊かな自然の恵みを将来の世代へ引き継いでいくために、生物多様性が適切に保たれ、社会・経済活動と自然が調和し、自然とのふれあいの機会が確保された人と自然が共生する社会を目指します。
4	生活環境の保全	健康で快適な環境を将来の世代へ引き継いでいくために、社会・経済活動などによる環境負荷の増大や公害の発生を防止し、生活に「うるおい」や「やすらぎ」を与える快適な環境が確保された生活環境を保全していきます。
5	環境意識の向上	環境問題を解決するためには、市民一人一人の環境に対する意識を高め、実践に結び付けていく必要があります。子どもから大人まであらゆる世代が環境保全に関する正しい認識と理解を深め、日常生活や事業活動の中で率先して環境保全活動に取り組んでいく環境意識の向上を図っていきます。

出典：「第 4 次山形市環境基本計画」（令和 3 年 山形市）

(6) 上山市快適環境基本計画

平成 10 年に施行された「上山市快適環境条例」(平成 10 年 上山市条例第 3 号)に基づき策定された計画であり、上山市の環境施策の方針を定めたものである。現在の計画は「第 7 次上山市快適環境基本計画」(平成 30 年 10 月)であり、表 3.2-28 に示す 5 つの基本目標が示されている。

表 3.2-28 第 7 次上山市快適環境基本計画の基本目標

	基本目標	内容
1	生活環境の保全	すべての市民が、健康で快適かつ文化的な生活を送れるように、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、などの生活環境に影響を及ぼす公害を防止・低減していくとともに、放射線対策や空き家、空き地対策などの新たな課題に取り組み、安心して住み続けられる環境を保ちます。
2	循環型社会の形成	これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造のなかで、私たちがこれから先も資源を消費しながら生きていくには、できるだけ環境への負荷を減らし、自然の復元能力を超えない水準で生活することが求められます。そのために、3R (Reduce 減らす、Reuse 再使用、Recycle 再資源化) の実践や、エネルギー回収施設(川口)の稼働により、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。
3	地球温暖化防止・再生可能エネルギー	地球温暖化問題は前計画策定当時から今もお続く、地球規模の環境問題です。上山市においても、市、市民、事業者それぞれが、ライフスタイルの見直しや省エネルギーに取り組むとともに、温室効果ガスの抑制や再生可能エネルギーの活用を図ります。
4	自然との共生	上山の有する蔵王連峰等の山々、里山、田園、水辺等の自然は、多様な生物の生息空間として、物質資源供給の場として、またやすらぎと活力を与える場として、私たち市民に多くの恵みをもたらしてきました。このような恵みを継続的に享受していくために、上山市の主要施策である上山型温泉クアオルト事業と連携しながら、人と自然の共生に配慮した環境づくりを行います
5	環境教育・学習の推進	私たちのふるさと上山は、他に誇れる豊かな自然に恵まれています。この豊かな自然環境を将来世代に引き継いでいくためには、継続的な環境学習の場が求められます。学校や社会活動での環境学習を支援していくことにより、年齢や職業に関わらず、主体的に環境問題に向き合う市民の育成に取り組めます。

出典：「第 7 次上山市快適環境基本計画」(平成 30 年 上山市)

3.2.9 環境の保全を目的とした法令等による指定、規制等の状況

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年 法律第91号)に基づき、表3.2-29に示すとおり定められている。

表 3.2-29 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。</p> <p>2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</p> <p>4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p> <p>5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p> <p>6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年 環境庁告示25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年 環境庁告示38号)

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年 環境庁告示4号)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年 環境省告示33号)

② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年 法律第 91 号）及び「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 環境庁告示第 64 号）により定められている。

基準値及び地域の類型は、表 3.2-30 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は、市街化調整区域であり類型の指定はない。

表 3.2-30(1) 騒音に係る環境基準 【一般地域】

地域の類型※	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

※：類型 AA：特に静穏を要する地域。山形市での指定はない。

類型 A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

類型 B：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

類型 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 環境庁告示 64 号）

「環境基本法第 16 条第 2 項第 2 号イの規定により、騒音に係る環境基準についての類型当てはめについて」（平成 24 年 山形市告示 70 号）

表 3.2-30(2) 騒音に係る環境基準 【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 環境庁告示 64 号）

表 3.2-30(3) 騒音に係る環境基準 【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70dB 以下	65dB 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 環境庁告示 64 号）

③ 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年 法律第91号）に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年 環境庁告示第59号）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年 環境庁告示第10号）により定められている。

人の健康の保護に関する環境基準は表 3.2-31 に示すとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ基準値が定められている。基準値は表 3.2-32 及び表 3.2-33 に、対象事業実施区域の周囲における類型の指定状況は図 3.2-14 に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲では、須川及び前川の全域にB類型の指定がある。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3.2-34 に示すとおりであり、全ての地下水について定められている。

表 3.2-31 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 環境庁告示第 59 号）

表 3.2-32 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 ^{※2} 、自然環境保全 ^{※1} 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級 ^{※2} 、水産1級 ^{※3} 、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級 ^{※2} 、水産2級 ^{※3} 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級 ^{※4} 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	— ^{※6}
D	工業用水2級 ^{※4} 、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	— ^{※6}
E	工業用水3級 ^{※4} 、環境保全 ^{※5}	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	— ^{※6}
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌100CFU/100mL以下とする。 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。 						

※1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※2：水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

※3：水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

※4：工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

※5：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※6：「—」は該当なしを示す。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年 環境庁告示第59号）

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は年間平均値とする。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 環境庁告示第 59 号）

表 3.2-33 生活環境の保全に関する環境基準

(天然湖沼及び貯水量 1,000 万 m³ 以上であり、かつ水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 ^{※2} 、水産 1 級 ^{※3} 、自然環境保全 ^{※1} 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 ^{※2} 、水産 2 級 ^{※3} 、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 ^{※3} 、工業用水 1 級 ^{※4} 、農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 ^{※4} 、環境保全 ^{※5}	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊がみとめられないこと	2mg/L 以上	—
備考 1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。 3. 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。 4. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

※1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※2：水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

※3：水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

※4：工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

※5：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※6：「—」は該当なしを示す。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 環境庁告示第 59 号）

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全 ^{※1} 及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道1、2、3級 ^{※2} (特殊なものを除く。)、水産1種 ^{※3} 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産2種 ^{※3} 及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産3種 ^{※3} 、工業用水、農業用水、環境保全 ^{※4}	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考			
1. 基準値は、年間平均値とする。			
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。			
3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。			

※1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※2：水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

※3：水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

※4：環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年 環境庁告示第59号)

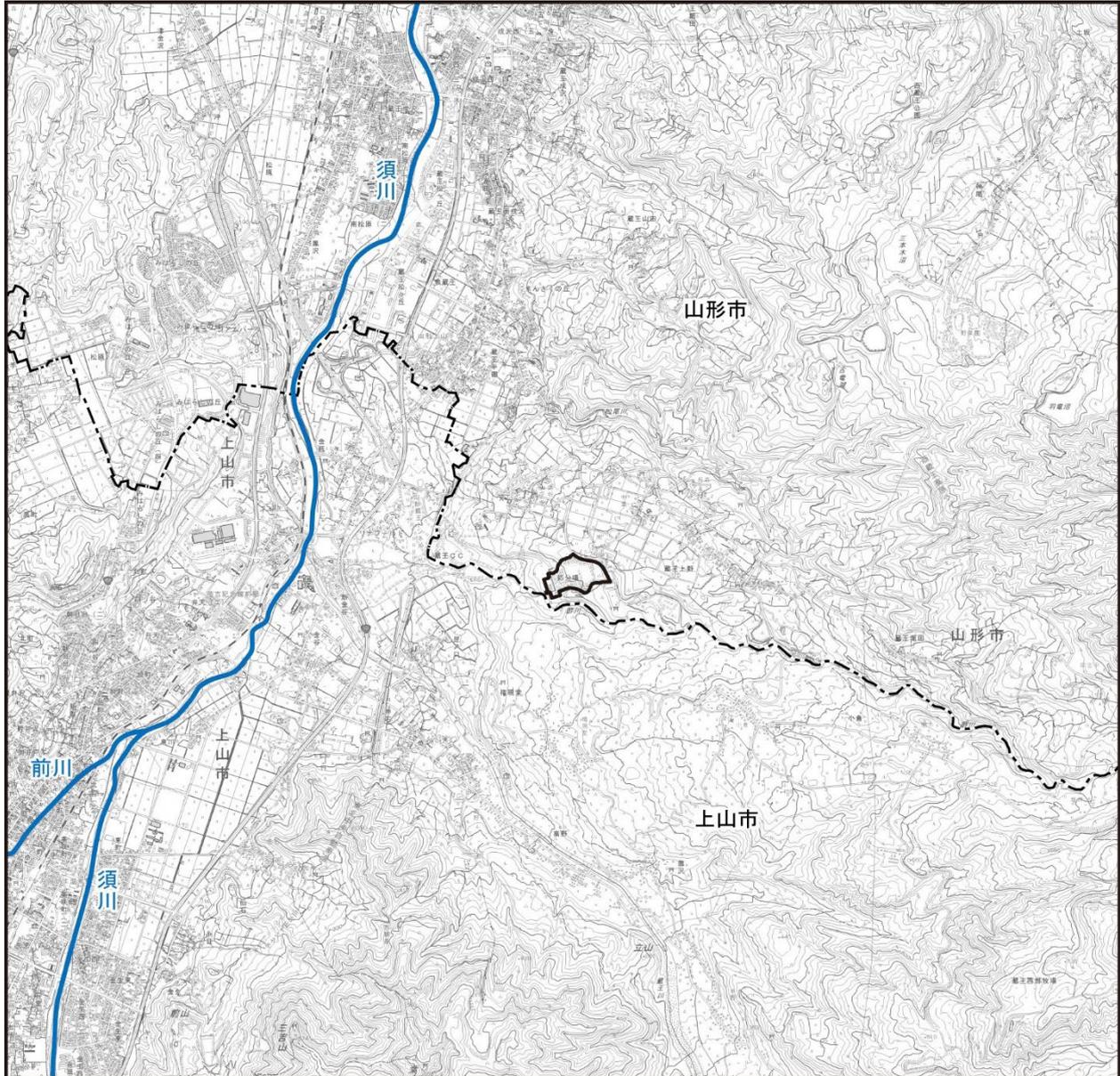
(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考				
基準値は、年間平均値とする。				
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年 環境庁告示第59号)				

(エ)

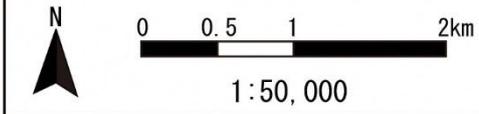
項目 類型	水生生物の生息状況の適応	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 基準値は日間平均値とする。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 環境庁告示第 59 号）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市界
- 河川 (B 類型)



出典：「令和4年度水質測定計画」（令和5年2月閲覧 山形県HP）

図 3.2-14 水域の環境基準類型指定の状況

表 3.2-34 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。 	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年 環境庁告示第10号）

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年 法律第91号)に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年 環境庁告示第46号)により表3.2-35に示すとおり定められている。

表 3.2-35 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ農用地においては米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.09mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年 環境庁告示第46号)

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 法律第 105 号）に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 環境庁告示第 68 号）により表 3.2-36 に示すとおり定められている。

表 3.2-36 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下 ^{※1}
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下 ^{※2}
水底の底質	150pg-TEQ/g以下 ^{※3}
土壌	1,000pg-TEQ/g以下 ^{※4}
備考	
1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合は、必要な調査を実施することとする。	

※1：大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

※2：水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

※3：水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

※4：土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 環境庁告示第 68 号）

(2) 規制基準等

① 大気汚染

硫黄酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年 厚生省・通商産業省第1号)に基づき、地域の区分ごとに排出基準(K値)が定められており、山形市では14.5となっている。また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」(昭和43年 法律第97号)に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設等は設置しない。

② 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」(昭和43年 法律第98号)に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められている。規制基準及び要請限度は表3.2-37～表3.2-39に示すとおりであり、対象事業実施区域の位置する山形市では、用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っている。

なお、対象事業実施区域は、用途地域の指定のない地域である。

表 3.2-37 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間 区域	特定工場において発生する騒音について 規制する地域の指定(山形市)	朝 (6:00～ 8:00)	昼間 (8:00～ 19:00)	夕 (19:00～ 21:00)	夜間 (21:00 ～6:00)
第1種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域。	45dB	50dB	45dB	45dB
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域。	50dB	55dB	50dB	45dB
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域。	60dB	65dB	60dB	50dB
第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域。	65dB	70dB	65dB	55dB

出典：「騒音規制法第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」
(平成13年 山形市告示第43号)

表 3.2-38(1) 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

区域	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
第1号区域※1	85dB	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日 その他の休日 でないこと
第2号区域※2		午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと	14時間を超えないこと		

※1：1号区域：騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次にいずれかに該当する区域とし都道府県知事又は市長が指定した区域

- イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
- ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
- ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。
- ニ 学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。

※2：2号区域：騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年 厚生省・建設省告示第1号）

表 3.2-38(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

別表1の規定により指定する区域（山形市）

区域		指定する区域	
(1)	第1種区域、第2種区域及び第3種区域	第1種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域。
		第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域。
		第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域。
(2)	第4種区域のうち以下の施設の敷地の境界から80mまでの区域。 ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所 ・医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの ・図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム	第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域。

出典：「騒音規制法第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成13年 山形市告示第43号）

表 3.2-39(1) 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域	時間	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
	a 区域及び b 区域 ^{※2} のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65dB
a 区域 ^{※2} のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70dB	65dB
b 区域 ^{※2} のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域 ^{※2} のうち車線を有する道路に面する区域		75dB	70dB

※1：幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15m、2車線を越える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

※2：a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年 総理府令第15号）

表 3.2-39(2) 指定区域内における自動車騒音の限度を定める
総理府令別表の規定により定める区域（山形市）

区域	指定する区域	
a 区域	第1種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域。
b 区域	第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域。
c 区域	第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域。
	第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域。

出典：「騒音規制法第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成13年 山形市告示第43号）

③ 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年 法律第 64 号）に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。規制基準及び要請限度は表 3.2-40～表 3.2-42 に示すとおりであり、対象事業実施区域の位置する山形市では、用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っている。

なお、対象事業実施区域は、用途地域の指定のない地域である。

表 3.2-40 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域	時間	振動規制法第 3 条第 1 項の規定により規制する地域（山形市）	昼間	夜間
			(8:00～19:00)	(19:00～8:00)
第 1 種区域		都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域。	60dB	55dB
第 2 種区域		都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域である。	65dB	60dB

出典：「振動規制法」（昭和 51 年 法律第 64 号）

「振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」（平成 13 年 山形市告示第 44 号）

表 3.2-41(1) 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

区域	基準値	作業時刻	1 日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
第 1 号区域	75dB	午後 7 時から翌日の午前 7 時の時間内でないこと	10 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日 その他の休日 でないこと
第 2 号区域		午後 10 時から翌日の午前 6 時の時間内でないこと	14 時間を超えないこと		
備考					
1. 1 号区域：振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、次にいずれかに該当する区域とし都道府県知事又は市長が指定した区域					
イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。					
ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。					
ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。					
ニ 学校、病院等の敷地の周囲おおむね 80m の区域内であること。					
2. 2 号区域：振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、1 号区域以外の区域					

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 総理府令第 58 号）

表 3.2-41(2) 振動規制法規則別表第1付表第1号の規定により指定する区域（山形市）

区域	指定する区域
第1号区域	第1種区域*
第2号区域	第2種区域*のうち以下の施設の敷地の境界から80mまでの区域。 ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所 ・医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの ・図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

※：第1種区域：都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域。

第2種区域：都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域である。

出典：「振動規制法第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成13年 山形市告示第44号）

表 3.2-42(1) 道路交通振動の要請限度

区域	時間	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
	第1種区域*		65dB
第2種区域*		70dB	65dB

※：第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年 総理府令第58号）

表 3.2-42(2) 振動規制法規則別表第2の備考第1項により定める区域（山形市）

区域	
(1)	第1種区域*
(2)	第2種区域*のうち以下の施設の敷地の境界から80mまでの区域。 ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所 ・医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの ・図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

※：第1種区域：都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域。

第2種区域：都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域である。

出典：「振動規制法第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成13年 山形市告示第44号）

④ 悪臭

悪臭の規制基準は、「悪臭防止法」(昭和46年 法律第91号)に基づき都道府県知事(市の区域内の地域については、市長)が「特定悪臭物質」の濃度又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・第1号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質の濃度(あるいは臭気指数)の許容限度
- ・第2号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質の流量又は濃度(あるいは臭気指数・臭気排出強度)の許容限度
- ・第3号規制：排出水中の特定悪臭物質の濃度(あるいは臭気指数)の許容限度

対象事業実施区域の位置する山形市では、「特定悪臭物質」による地域の規制が表3.2-43に示すとおり指定されている。

なお、対象事業実施区域は、市街化調整区域でありC区域に該当する。

表 3.2-43(1) 工場等の敷地の境界線の地表における規制基準(大気中の濃度の許容限度)

(単位: ppm)

特定悪臭物質の種類	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

出典:「悪臭防止法第3条及び4条に規定により定める規制基準について」(平成13年 山形市告示第45号)

表 3.2-43(2) 工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

表 3.2-43(1)の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年 総理府令第39号）第3条に規定する方法により算出して得た流量を許容限度とする。

出典：「悪臭防止法第3条及び4条に規定により定める規制基準について」（平成13年 山形市告示第45号）

表 3.2-43(3) 排水に含まれる特定悪臭物質の工場等の敷地外における規制基準
(排水中の濃度の許容限度)

(単位：mg/L)

特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排水の量	区域の区分		
		A 区域	B 区域	C 区域
メチルメルカプタン	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.002	0.003	0.007
硫化水素	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.3	2	6
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.6	2	6
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.03	0.09	0.3

出典：「悪臭防止法第3条及び4条に規定により定める規制基準について」（平成13年 山形市告示第45号）

また、対象事業実施区域の位置する山形市では、表 3.2-44 に示すとおり「山形市悪臭防止対策指導要綱」（昭和 61 年 山形市）により、敷地境界及び排出口高さにおける臭気濃度の基準を定めている。

表 3.2-44 悪臭排出指導基準

区域	敷地境界における 排出指導基準	排出口における排出指導基準		備考
	臭気濃度	排出口の高さ	臭気濃度	
A 区域	10	5m 以上 30m 未満	500	第 1 種住居専用地域 第 2 種住居専用地域 住居地域
		30m 以上 50m 未満	1,000	
		50m 以上	2,000	
B 区域	15	5m 以上 30m 未満	1,000	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
		30m 以上 50m 未満	1,500	
		50m 以上	3,000	
C 区域	20	5m 以上 30m 未満	1,000	工業地域 その他の地域
		30m 以上 50m 未満	2,000	
		50m 以上	4,000	
備考				
<ol style="list-style-type: none"> 1. A 区域及び B 区域及び C 区域は、悪臭防止法第 3 条に基づき、山形県知事が定めた規制地域の区分とする。 2. 立谷川及び山形西部工業団地環境保全要綱に係る対象地域には、この基準は適用しない。 3. においを感ずる地点が 2 つ以上の区域に及ぶ場合は、より低い臭気濃度の基準を適用する。 4. C 地区の工業地域以外の地域に立地する事業場等のうち、市長が特に必要と認める事業場等に対しては、A 地区の基準を適用することができる。 5. 悪臭の採取は、原則として敷地境界線上とするが、やむを得ない場合は、最短距離のにおいを感ずる地点で採取するものとする。 6. 排出口における臭気濃度の排出指導基準は、高さ 5m 未満の排出口には適用しない。 7. 排出口とは、臭気を大気に排出するため設けられた気体排出施設の開放部をいう。 				

出典：「山形市悪臭防止対策指導要綱」（昭和 61 年 山形市）

⑤ 水質汚濁

工場及び事業場からの排水については、「水質汚濁防止法」(昭和45年 法律第138号)に基づき、表3.2-45に示す排水基準(健康項目:28物質、生活環境項目:15項目)が全国一律に定められている。また、最上川に流入する対象事業実施区域の周囲の河川には、「水質汚濁防止法」に基づく上乗せ排水基準が適用される。

表 3.2-45(1) 水質汚濁に係る一律排水基準(健康項目)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L、海域 230m/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L、海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物*	100mg/L*
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考	
1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

※: アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

出典: 「排水基準を定める省令」(昭和46年 総理府令第35号)

表 3.2-45(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（生活環境項目）

項 目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和49年12月1日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p>

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年 総理府令第35号）

⑥ 土壌汚染

「土壌汚染対策法」(平成 14 年 法律第 53 号)に基づく区域の指定に係る基準は、表 3.2-46 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、「土壌汚染対策法」(平成 14 年 法律第 53 号)に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

また、「令和 3 年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」(令和 4 年 環境省)によると令和 3 年度末現在、山形市及び上山市において、「農用地の土壌の汚染防止法等に関する法律」(昭和 45 年 法律第 139 号)に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-46(1) 区域の指定に係る基準 (土壌溶出量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機燐化合物	検液中に検出されないこと。

出典：「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年 環境省令第 29 号)

表 3.2-46(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年 環境省令第 29 号）

⑦ 地盤沈下

山形県では、「山形県地下水の採取の適正化に関する条例」（昭和 51 年 山形県条例第 16 号）に基づき、山形地域において地下水採取適正化計画（昭和 51 年 山形県）を定めており、対象は山形市全域となっている。

なお、地下水採取適正化地域内において新たに地下水を採取しようとする者は、同条例に基づき、届出が必要となる。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 法律第 137 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 法律第 104 号）に基づき、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む）は、事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 法律第 117 号）に基づき、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年 法律第 49 号）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 法律第 117 号）上の報告を行ったとみなされる。

(3) 市有施設等の公害防止に関する基準（山形市）

対象事業実施区域の位置する山形市の環境目標、公害防止協定の基準及び市有施設等の建設に関するこれまでの経緯等を勘案し、市有施設の新設、改築及び増築等に際し、法令及び条例に定めるもののほか、遵守すべき基準の範囲を示したものである。基準の決定は概ね後述の基準の範囲以下において、社会情勢、市有施設等が立地する場所の地理的条件、周辺住民の動向などを勘案して行うものとし、設計条件、請負契約に明示するものとしている。

① 大気汚染

- ・燃料は、A 重油（硫黄含有率 1.2%以下）以上の良質燃料を使用すること。
- ・硫黄酸化物

表 3.2-47 排出基準

燃料等の総使用量（重油換算）	排出基準（排出量の許容限度 Q: N m ³ /時）
1 時間の最大使用量（w: kL/時）が、最大 0.05kL を超える施設	次の条件を同時に満足すること。 ① $Q=7.5W^{0.8}$ ② $Q=(6.42\sim 8.76) \times 10^{-3}He^2$ （排出口ごと）
上記以外の施設	$Q=(8.76\sim 14.5) \times 10^{-3}He^2$

- ・ばいじん量、窒素酸化物、塩化水素などその他の項目については、別途協議して定める。

② 水質汚濁

- ・「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 法律第 138 号）に定める特定事業場（ちゅう房、洗たく又は入浴施設を設置するものを含む）であって、かつ、1 日の総排水量が概ね 10m³以上の市有施設等（公共下水道へ放流するものを除く）。

表 3.2-48 水質基準

(単位:mg/L)

排水量（m ³ /日）	BOD	SS	ノルマルヘキサン抽出物質量
10～20	30	50	3～5
21～100	20	40	3
101 以上	10	30	3

- ・上記以外の市有施設であって、浄化槽を設置するもの。（排水量に係わらない）

表 3.2-49 水質基準（浄化槽を設置する場合）

(単位:mg/L)

項目	処理対象人員*	放流水 BOD	処理方法
排水基準	100 人以下	30	合併処理又は分離合併処理
	101 人以上	20	合併処理

※：処理対象人員：「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302-1988）」（昭和 63 年 日本建築センター）による。

- ・原則として地下浸透は行わない。
- ・以上のほか、その他の一般項目、健康項目及び重金属などについて、並びに河川上流部（山間地）に放流する場合には、別途協議して定める。

③ 悪臭

「山形市悪臭防止対策指導要綱」（昭和 61 年決裁）を準用する。ただし、「施設指導基準」の中の「事業場等」は「市有施設等」と読み替える。

- ・ 排出指導基準

表 3.2-50 悪臭排出指導基準^{※1,2,3}

区域の区分	敷地境界における 排出指導基準 臭気濃度	排出口 ^{※5} における排出指導基準 ^{※4}		備考
		排出口 ^{※5} の高さ	臭気濃度	
A 区域	10	5m 以上 30m 未満	500	第 1 種住居専用地域 第 2 種住居専用地域 住居地域
		30m 以上 50m 未満	1,000	
		50m 以上	2,000	
B 区域	15	5m 以上 30m 未満	1,000	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
		30m 以上 50m 未満	1,500	
		50m 以上	3,000	
C 区域	20	5m 以上 30m 未満	1,000	工業地域 その他の地域
		30m 以上 50m 未満	2,000	
		50m 以上	4,000	

※1：においを感じる地点が 2 つ以上の区域に及ぶ場合は、より低い臭気濃度の基準を適用する。

※2：C 地区の工業地域以外の地域に立地する市有施設のうち、特に必要と認める市有施設に対しては、A 地区の基準を適用することができる。

※3：悪臭の採取は、原則として敷地境界線上とするが、やむを得ない場合は、最短距離のにおいを感じる地点で採取するものとする。

※4：排出口における臭気濃度の排出指導基準は、高さ 5m 未満の排出口には適用しない。

※5：排出口とは、臭気を大気に排出するため設けられた気体排出施設の開放部をいう。

出典：「山形市悪臭防止対策指導要綱」（昭和 61 年 山形市）

- ・ 施設指導基準

- a：市有施設等は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
- b：市有施設の内部及び周辺は、悪臭が発生しないように適正に管理する。
- c：悪臭を発生する作業は、市有施設の敷地のうち、可能な限り建物内で行うこととし、悪臭排出口は、周辺に影響を及ぼさない位置に設置すること。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる時は、この限りではない。
- d：市有施設等から発生する汚水、汚物は悪臭が発生しないよう適切に処理すること。
- e：悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納するとともに建物内に保管すること。
- f：悪臭を発生する施設は、できる限り密閉構造とし、かつ悪臭を外部に出さないよう有効な悪臭防止施設を設置して、適正に処理すること。

④ 騒音

- ・市有施設等の敷地境界における基準

表 3.2-51 敷地境界における騒音の基準

(単位：dB)

地域区分 \ 時間区分	昼間 (8時～19時)	朝・夕 (6時～8時) (19時～21時)	夜間 (21時～6時)
第1・2種住居専用地域	45～50	40～50	40～45
住居地域	50～55	45～50	40～45
近隣商業・商業地域、準工業地域	60～65	55～60	50
工業地域、工業専用地域	60～70	55～65	50～55
上記以外の地域	50～55	45～50	40～45

- ・建設工事における基準

- a：騒音規制法、県公害防止条例など関係法令等に定める基準以下とすること。
- b：工法、作業時間及び作業日などを配慮して周辺住民の了解を得るとともに、請負業者の指導を徹底すること。

⑤ 振動

- ・市有施設等の敷地境界における基準

表 3.2-52 敷地境界における振動の基準※

(単位：dB)

地域区分 \ 時間区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第1・2種住居専用地域、住居地域	55～60	50～55
近隣商業・商業地域、準工業地域、工業専用地域	60～65	55～60
上記以外の地域	55～60	50～55

※：学校、保育所、病院等、図書館、老人ホーム等の周辺の場合は、特に留意すること。

- ・建設工事に関する基準

- a：振動規制法など関係法令等に定める基準以下とすること。
- b：工法、作業時間及び作業日などを配慮して周辺住民の了解を得るとともに、請負業者の指導を徹底すること。

⑥ 雨水の処理

- ・市有施設の建物の屋根及び駐車場等（グラウンド、広場、その他の公開空地等）の雨水は、地下に浸透するものとする。
- ・雨水浸透施設設置の対象地域及び施設の設置・構造等については、「山形市雨水浸透施設設置普及推進要綱」（平成元年施行）及び「山形市雨水浸透施設設置及び構造等基準」によるものとする。
- ・雨水浸透施設には、雨水以外の汚水等を流入させてはならない。

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における「自然公園法」(昭和32年 法律第161号)に基づく自然公園の指定地域状況は、表 3.2-53 及び図 3.2-15 に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、蔵王国定公園の指定がある。なお、対象事業実施区域に自然公園の指定はない。

表 3.2-53 自然公園の指定状況

名称	面積 (ha)	関係市	指定年月日
蔵王国定公園	18,878	山形市、上山市	S38.8.8

出典：「自然公園の概要」(令和5年2月閲覧 山形県HP)

② 自然環境保全法に基づく保全地域

対象事業実施区域及びその周囲に「自然環境保全法」(昭和47年 法律第85号)に基づく自然環境保全地域の指定はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年 条約第7号)の第11条2の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の指定はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲に「都市緑地法」(昭和48年 法律第72号)の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年 法律第88号)に基づく鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域の指定状況は、表 3.2-54 及び図 3.2-16 に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、経塚山鳥獣保護区の指定がある。なお、対象事業実施区域に鳥獣保護区の指定はない。

また、対象事業実施区域及びその周囲には、5箇所の特定制具使用禁止区域の指定があり、対象事業実施区域には、酢川の指定がある。

表 3.2-54(1) 鳥獣保護区の指定状況

指定者	設定区分	名称	所在地	面積 (ha)	存続期間
県	身*	経塚山	上山市	899	令和 8.10.31

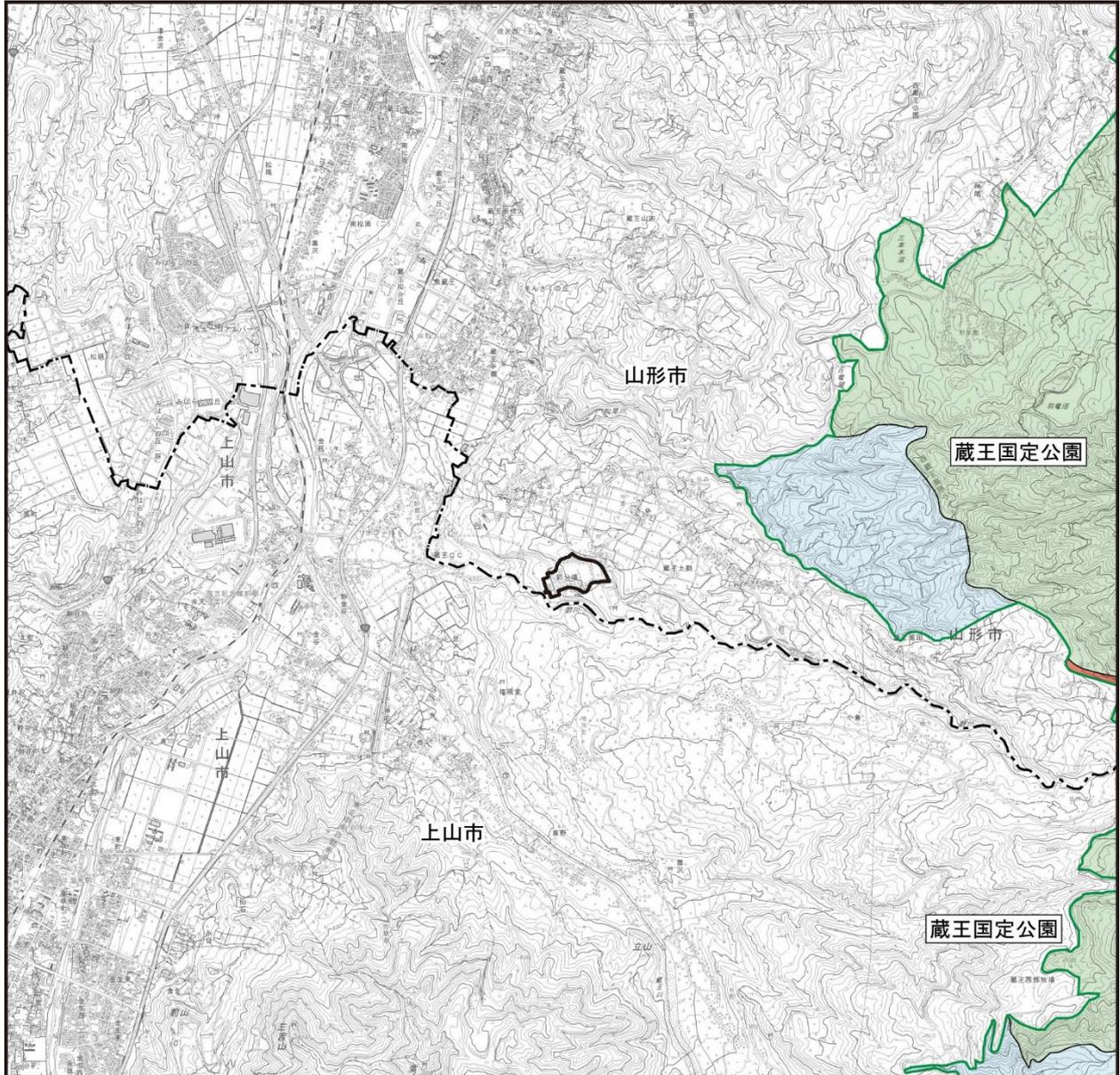
※：身近な鳥獣生息地の保護

出典：「山形県鳥獣保護区等位置図（令和4年度）」（令和5年2月閲覧 山形県HP）

表 3.2-54(2) 特定猟具使用禁止区域の指定状況

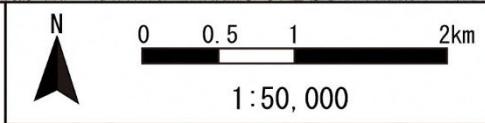
禁止区域名	所在地	面積 (ha)	存続期間	使用を禁止する 特定猟具の種類
酢川	山形市、上山市	155	令和 12.10.31	銃
須川沿い	山形市、上山市、山辺町	1,890	令和 11.10.31	銃
宮川	上山市	221	令和 11.10.31	銃
つるみ石沼	上山市	6	令和 5.10.31	銃
小倉	上山市	16	令和 14.10.31	銃

出典：「山形県鳥獣保護区等位置図（令和4年度）」（令和5年2月閲覧 山形県HP）



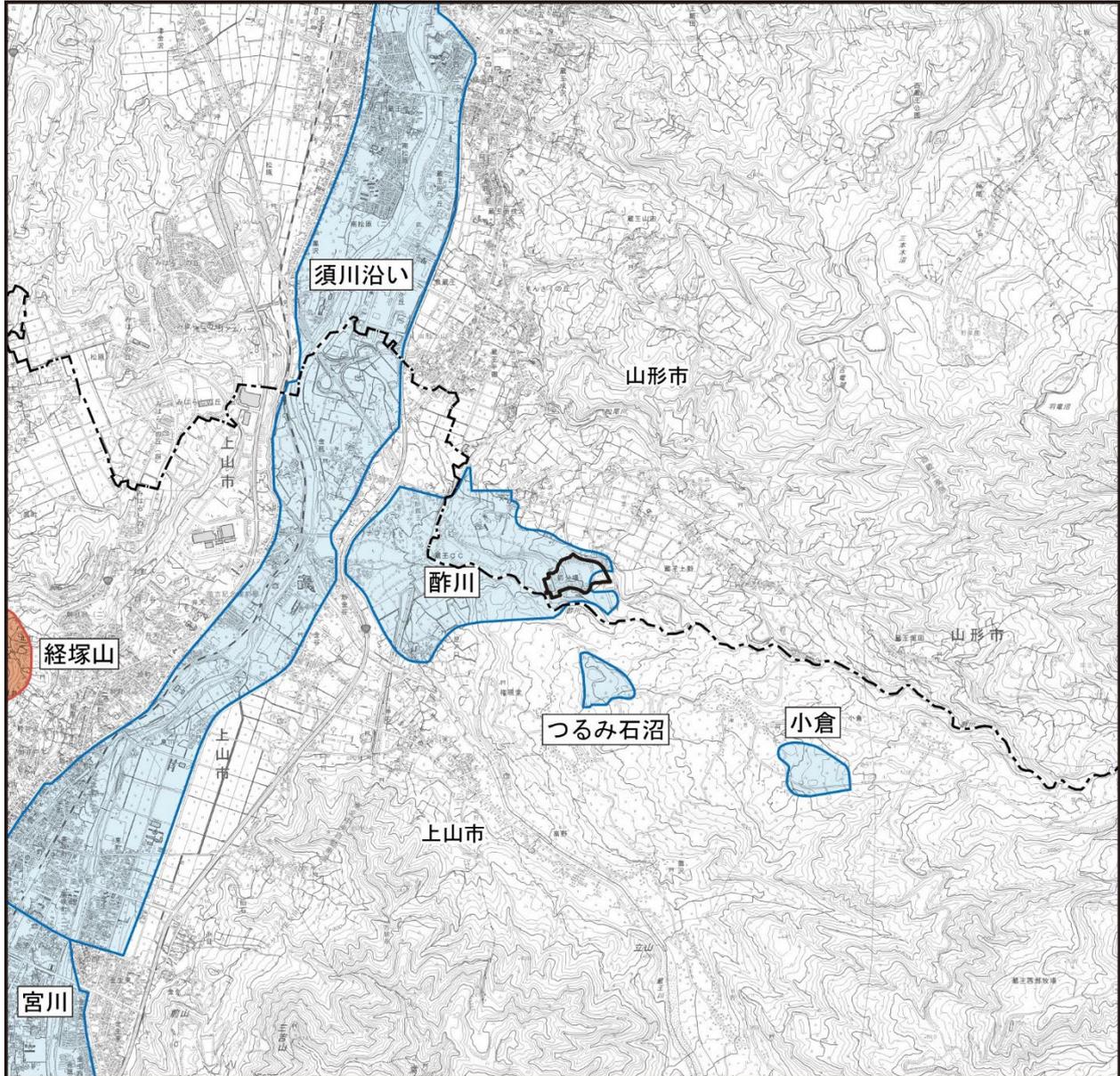
凡例

- 対象事業実施区域
- 市界
- 自然公園
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 普通地域



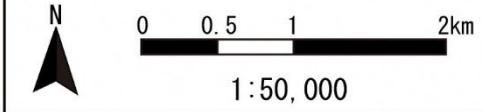
出典：「蔵王国定公園区域及び公園計画図」（平成 23 年 3 月 山形県）

図 3.2-15 自然公園の指定状況



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市界
- 鳥獣保護区
- 特定猟具使用禁止区域



出典：「山形県鳥獣保護区等位置図（令和4年度）」（令和5年2月閲覧 山形県HP）

図 3.2-16 鳥獣保護区等の指定状況

- ⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区
対象事業実施区域及びその周囲に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 法律第 75 号）に基づく生息地等保護区の指定はない。
- ⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域
対象事業実施区域及びその周囲に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」（昭和 55 年 条約第 28 号）に基づく湿地の指定はない。

(2) 景観に係る法令

① 山形市景観計画

対象事業実施区域及びその周囲は、「山形市景観計画」（平成 31 年 山形市）において、自然ゾーンの山麓自然景観に類型されている。

景観計画区域では、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として、表 3.2-55 に示す 6 項目が定められており届出を義務付けている。

表 3.2-55 山形市景観条例に基づく届出対象行為

届出対象行為		届出対象規模（自然ゾーン）
1	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	【建築物・工作物】 高さ ^{※1} ：15m 超 建築（築造）面積：1,000m ² 超 外観：外観の 1 面あたりの面積の 2 分の 1 を超える外観の変更 【太陽光発電施設】 面積 ^{※2} ：1,000 m ² 超
2	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
3	都市計画法に規定する開発行為	【行為によって生じる法面若しくは擁壁】 高さ：3m 超 延長：30m 超 【行為の規模】 面積：3,000 m ² 超
4	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	【行為によって生じる法面若しくは擁壁】 高さ：5m 超 延長：30m 超 【行為の規模】 面積：3,000 m ² 超
5	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	【行為によって生じる堆積】 高さ：5m 超 面積 ^{※3} ：1,000 m ² 超
6	夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件 外観について行う照明	届け出対象規模の建築物及び工作物に対して行われる、照明の新設・移設及び色彩等の照明方式の変更 ^{※4}

※1：建築物と工作物が一体となって設置されるものを含む。

※2：太陽光電池モジュールの面積の和とする。

※3：堆積の期間が 30 日を超えるものに限る。

※4：催し等のための一時的なもの、試験・研究のためのものを除く。

出典：「山形市景観計画」（平成 31 年 山形市）

② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲に「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく風致地区の指定はない。

(3) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」(昭和26年 法律第249号)に基づく保安林の指定状況は、図3.2-17に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、保安林の指定がある。なお、対象事業実施区域に保安林の指定はない。

② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」(明治30年 法律第29号)に基づく砂防指定地の状況は、表3.2-56及び図3.2-18に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、砂防指定地の指定がある。

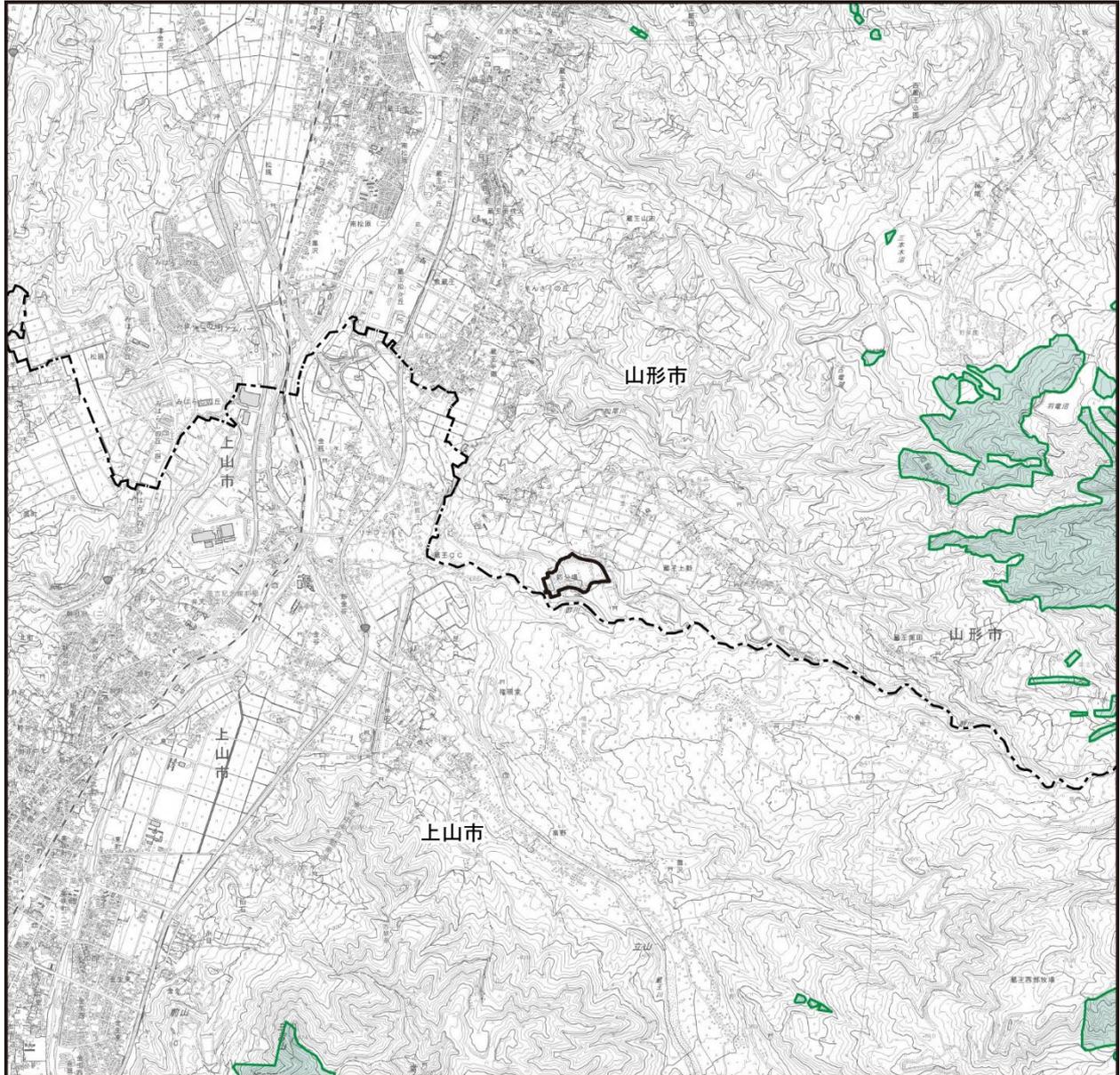
なお、本事業において、砂防指定地内における改変は行わない計画としている。

表 3.2-56 砂防指定地一覧

No. ※	河川名・溪流名	位置	告示年月日	告示番号
1	酢川	山形市蔵王	昭和2年7月4日	内告373号
2	酢川	山形市蔵王	昭和11年12月17日	内告664号
3	竜山川	山形市土坂	昭和46年8月17日	建告1446号
4	松尾川	山形市大平	昭和57年5月17日	建告1160号
5	松尾川	山形市蔵王上野	昭和63年2月15日	建告197号
6	鳴沢川	山形市蔵王成沢	平成元年1月26日	建告110号
7	鳴沢川	山形市成沢	平成6年11月10日	建告2172号
8	酢川	山形市酢川	平成18年10月2日	建告1176号
9	酢川	山形市蔵王棚木 上市市小倉	平成6年2月4日	建告194号
10	酢川	山形市蔵王上野 上市市権現堂	平成9年12月5日	建告2066号
11	蔵王川	上市市永野	昭和42年3月31日	建告1156号
12	蔵王川	上市市永野	昭和44年4月23日	建告1587号
13	薄沢川	上市市高野	昭和46年8月17日	建告1446号
14	蔵王川	上市市高野	昭和47年11月16日	建告1922号
15	蔵王川	上市市金谷	昭和50年7月2日	建告1012号
16	薄沢川	上市市薄沢	昭和51年7月31日	建告1145号
17	下薄沢川	上市市高野	昭和59年12月1日	建告1603号
18	蔵王川	上市市金谷	昭和63年2月15日	建告197号
19	二の沢川	上市市小倉	平成2年5月8日	建告1052号
20	下薄沢川	上市市薄沢	平成6年11月10日	建告2172号
21	糸目沢	上市市糸目	平成7年2月22日	建告270号
22	糸目沢	上市市糸目	平成8年4月9日	建告1184号
23	鳴沢川2	山形市蔵王成沢	令和4年1月17日	国告103号

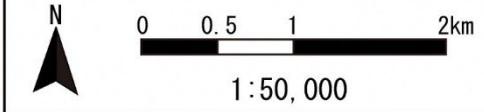
※表中のNo.は、図3.2-18に対応する。

出典：「村山総合支庁管内図(その1)」(令和4年 山形県村山総合支庁)



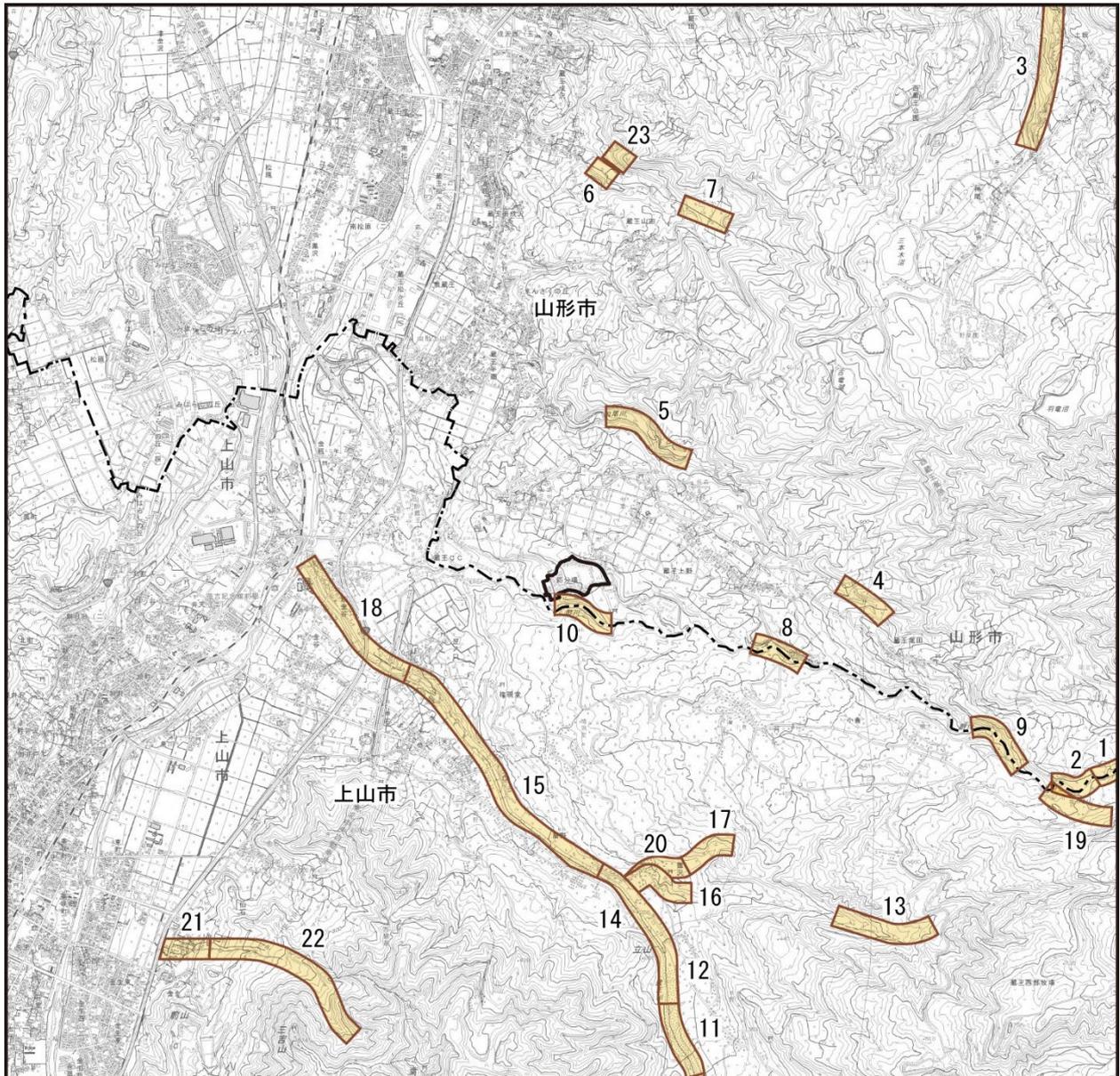
凡 例

- 対象事業実施区域
- 市界
- 保安林



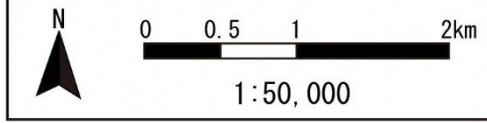
出典：「国土数値情報（森林地域）」（令和5年2月閲覧 国土交通省 HP）
「環境アセスメントデータベース（保安林）」（令和5年2月閲覧 環境省 HP）

図 3.2-17 保安林の指定状況



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市界
- 砂防指定地



※：図中の番号は、表 3.2-56 に対応する。

出典：「村山総合支庁管内図（その1）」（令和4年 山形県村山総合支庁）

図 3.2-18 砂防指定地の指定状況

③ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲における「地すべり等防止法」(昭和 33 年 法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域は、表 3.2-57 及び図 3.2-19 に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、地すべり防止区域の指定がある。なお、対象事業実施区域に地すべり防止区域の指定はない。

表 3.2-57 地すべり防止区域一覧

No. ※	区域名	位置	面積	告示年月日	告示番号
1	小倉	上山市小倉	64.74ha	昭和 45 年 10 月 8 日	建告第 1486 号
2	鳴の谷地	上山市小倉	96.12ha	平成元年 3 月 24 日 平成 2 年 3 月 31 日 平成 13 年 4 月 17 日	建告第 750 号 建告第 808 号 国告 502 号

※：表中の No. は、図 3.2-19 に対応する。

出典：「村山総合支庁管内図（その 1）」(令和 3 年 山形県村山総合支庁)

④ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年 法律第 57 号)に基づく土砂災害警戒区域等の状況は、表 3.2-58 及び図 3.2-20 に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、土砂災害警戒区域等の指定がある。なお、対象事業実施区域に土砂災害警戒区域等の指定はない。

表 3.2-58(1) 土砂災害警戒区域等一覧

No.※	自然現象の種類	箇所番号	箇所名	所在地	区域種別	山形県告示番号	告示年月日
1	土石流	9-H12	龍山川	山形市大字土坂	警戒区域	第 853 号	H26.10.3
2	土石流	9-72	中桜田沢 1	山形市飯田、 中桜田	警戒区域	第 853 号	H26.10.3
					特別警戒区域	第 333 号	H26.10.3
3	土石流	9-73	中桜田沢 2	山形市飯田、 中桜田	警戒区域	第 329 号	H26.10.3
					特別警戒区域	第 333 号	H26.10.3
4	土石流	9-38	桜田沢	山形市飯田、 中桜田	警戒区域	第 329 号	H26.10.3
					特別警戒区域	第 333 号	H26.10.3
5	土石流	9-37	飯田沢 1	山形市飯田	警戒区域	第 329 号	H26.10.3
6	土石流	9-52	飯田沢 2	山形市飯田	警戒区域	第 329 号	H26.10.3
7	土石流	9-1-2	鳴沢川-2	山形市蔵王成 沢、蔵王野際	警戒区域	第 329 号	H26.10.3
					特別警戒区域	第 333 号	H26.10.3
8	土石流	9-1-1	鳴沢川-1	山形市蔵王成 沢、蔵王野際	警戒区域	第 329 号	H26.10.3
9	土石流	9-39	半郷沢	山形市蔵王半郷	警戒区域	第 329 号	H26.10.3
10	土石流	10-39	入沢	上山市金生	警戒区域	第 347 号	H17.4.3
					特別警戒区域	第 355 号	
11	土石流	10-7	糸目沢	上山市仙石	警戒区域	第 347 号	H17.4.3
					特別警戒区域	第 355 号	H17.4.3
12	土石流	10-8	仙石沢	上山市仙石	警戒区域	第 347 号	H17.4.3
					特別警戒区域	第 355 号	
13	土石流	10-45	仙石川	上山市金谷、 蔵王の森	警戒区域	第 808 号	H21.9.8
14	土石流	10-44	甲石沢 2	上山市金谷、 蔵王の森地内	警戒区域	第 808 号	H21.9.8
					特別警戒区域	第 816 号	H21.9.8
15	土石流	10-16-2	甲石沢 1-2	上山市高野、金 谷、蔵王の森	警戒区域	第 808 号	H21.9.8
							H21.9.8
16	土石流	10-16-1	甲石沢 1-1	上山市高野、 金谷地内	警戒区域	第 808 号	H21.9.8
17	土石流	10-63	高野沢 1	上山市高野地内	警戒区域	第 808 号	H21.9.8
					特別警戒区域	第 816 号	
18	土石流	10-64	高野沢 2	上山市高野地内	警戒区域	第 808 号	H21.9.8
					特別警戒区域	第 816 号	H21.9.8
19	土石流	10-65	高野沢 3	上山市高野地内	警戒区域	第 808 号	H21.9.8
					特別警戒区域	第 816 号	H21.9.8
20	土石流	10-66	高野沢 4	上山市高野地内	警戒区域	第 808 号	H21.9.8
					特別警戒区域	第 816 号	H21.9.8
21	土石流	10-67	高野沢 5	上山市高野地内	警戒区域	第 808 号	H21.9.8
					特別警戒区域	第 816 号	H21.9.8
22	土石流	10-H006	高野沢 6	山形市高野	警戒区域	第 426 号	H25.4.19
					特別警戒区域	第 429 号	
23	土石流	10-H007	高野沢 7	山形市高野	警戒区域	第 426 号	H25.4.19
					特別警戒区域	第 429 号	H25.4.19
24	土石流	10-H008	高野沢 8	山形市高野	警戒区域	第 426 号	H25.4.19
					特別警戒区域	第 429 号	H25.4.19
25	土石流	10-38	下薄沢川	山形市高野地内	警戒区域	第 426 号	H21.9.8
26	土石流	10-H004	薄沢川 1	上山市永野、 小倉、高野	警戒区域	第 808 号	H21.9.8
27	土石流	10-H005	薄沢川 2	上山市永野	警戒区域	第 426 号	H25.4.19
28	土石流	1910-70	永野沢	上山市永野	警戒区域	第 347 号	H19.4.3
					特別警戒区域	第 355 号	

表 3.2-58(2) 土砂災害警戒区域等一覧

No.※	自然現象の種類	箇所番号	箇所名	所在地	区域種別	山形県告示番号	告示年月日
29	急傾斜地の崩壊	2-1127	蔵王堀田	山形市蔵王堀田地内	警戒区域	第329号	H24. 3. 27
					特別警戒区域	第333号	
30	急傾斜地の崩壊	1-1125-2	町浦 1-2	山形市飯田地内	特別警戒区域	第333号	H26. 10. 3
31	急傾斜地の崩壊	1-1125-1	町浦 1-1	山形市飯田、蔵王成沢地内	警戒区域	第329号	H26. 10. 3
					特別警戒区域	第333号	H26. 10. 3
32	急傾斜地の崩壊	1-1126	町浦 2	山形市蔵王成沢地内	警戒区域	第329号	H26. 10. 3
					特別警戒区域	第333号	H26. 10. 3
33	急傾斜地の崩壊	1-1127	町浦 3	山形市蔵王成沢地内	警戒区域	第329号	H26. 10. 3
					特別警戒区域	第333号	H26. 10. 3
34	急傾斜地の崩壊	2-11H006	三百谷地	山形市蔵王半郷地内	警戒区域	第329号	H26. 10. 3
					特別警戒区域	第333号	H26. 10. 3
35	急傾斜地の崩壊	1-1128-2	寺山-2	山形市蔵王半郷地内	警戒区域	第329号	H26. 10. 3
					特別警戒区域	第333号	H26. 10. 3
36	急傾斜地の崩壊	1-1128-1	寺山-1	山形市蔵王半郷地内	警戒区域	第329号	H26. 10. 3
					特別警戒区域	第333号	H26. 10. 3
37	急傾斜地の崩壊	1-11H010	蔵王半郷沢 2	山形市蔵王半郷地内	警戒区域	第329号	H26. 10. 3
					特別警戒区域	第333号	H26. 10. 3
38	急傾斜地の崩壊	1-1126-01	蔵王半郷 1-1	山形市蔵王半郷地内	警戒区域	第329号	H24. 3. 27
					特別警戒区域	第333号	H24. 3. 27
39	急傾斜地の崩壊	1-1126-02	蔵王半郷 1-2	山形市蔵王半郷地内	警戒区域	第329号	H24. 3. 27
					特別警戒区域	第333号	H24. 3. 27
40	急傾斜地の崩壊	1-1125	松原	山形市大字松原地内	警戒区域	第425号	H25. 4. 19
					特別警戒区域	第428号	
41	急傾斜地の崩壊	1-1H025	松原 2	山形市大字松原地内	警戒区域	第645号	H27. 7. 24
					特別警戒区域	第646号	
42	急傾斜地の崩壊	2-1206	金瓶	山形市金瓶、大字黒沢	警戒区域	第485号	H28. 4. 26
					特別警戒区域	第487号	
43	急傾斜地の崩壊	2-1207	高谷山	山形市金瓶	警戒区域	第426号	H28. 4. 26
					特別警戒区域	第429号	
44	急傾斜地の崩壊	1-1215	御井戸丁	上山市御井戸丁	警戒区域	第808号	H21. 9. 8
					特別警戒区域	第816号	
45	急傾斜地の崩壊	1-1216-3	下新丁	上山市下新丁	警戒区域	第446号	H26. 4. 30
					特別警戒区域	第450号	
46	急傾斜地の崩壊	1-1216-2	御井戸丁-2	上山市御井戸丁	警戒区域	第446号	H26. 4. 30
					特別警戒区域	第450号	H26. 4. 30
47	急傾斜地の崩壊	1-1216-1	上新丁	上山市新丁	警戒区域	第446号	H26. 4. 30
					特別警戒区域	第450号	H26. 4. 30
48	急傾斜地の崩壊	1-1217-2	下十日町-2	上山市十日町、新町、御井戸丁	警戒区域	第808号	H26. 4. 30
					特別警戒区域	第816号	H26. 4. 30
49	急傾斜地の崩壊	1-1217-1	下十日町-2	上山市十日町	警戒区域	第808号	H26. 4. 30
					特別警戒区域	第816号	H26. 4. 30
50	急傾斜地の崩壊	1-1218	元城内	上山市元城内	警戒区域	第446号	H26. 4. 30
					特別警戒区域	第450号	H26. 4. 30
51	急傾斜地の崩壊	1-1219-2	上十日町-2	上山市十日町、元城内	警戒区域	第446号	H26. 4. 30
					特別警戒区域	第450号	H26. 4. 30

表 3.2-58(3) 土砂災害警戒区域等一覧

No.※	自然現象の種類	箇所番号	箇所名	所在地	区域種別	山形県告示番号	告示年月日
52	急傾斜地の崩壊	1-1219-1	上十日町-1	上山市十日町、元城内	警戒区域	第446号	H26.4.30
					特別警戒区域	第450号	
					特別警戒区域	第355号	H17.4.3
53	急傾斜地の崩壊	1-1227	仙石	上山市仙石	警戒区域	第347号	H17.4.3
					特別警戒区域	第355号	
54	急傾斜地の崩壊	1-1217	高野	山形市高野	警戒区域	第808号	H21.9.8
					特別警戒区域	第816号	
55	急傾斜地の崩壊	1-12H001	下小屋1	山形市高野地内	警戒区域	第426号	H25.4.19
					特別警戒区域	第429号	H25.4.19
56	急傾斜地の崩壊	1-12H002	下小屋2	山形市高野地内	警戒区域	第426号	H25.4.19
					特別警戒区域	第429号	H25.4.19
57	急傾斜地の崩壊	1-12H021	浦山	上山市永野	警戒区域	第446号	H26.4.30
					特別警戒区域	第450号	
58	地すべり	58-4	小倉-4	上山市小倉	警戒区域	第426号	H25.4.19
59	地すべり	58-5	小倉-5	上山市小倉	警戒区域	第426号	H25.4.19
60	地すべり	58-3	小倉-3	上山市小倉	警戒区域	第426号	H25.4.19
61	地すべり	58-2	小倉-2	上山市小倉	警戒区域	第426号	H25.4.19
62	地すべり	58-1	小倉-1	上山市小倉	警戒区域	第426号	H25.4.19
63	地すべり	80	上野	山形市蔵王	警戒区域	第329号	H24.3.27
64	地すべり	57-1	棚木-1	上山市小倉	警戒区域	第426号	H25.4.19
65	地すべり	57-3	棚木-3	上山市小倉	警戒区域	第426号	H25.4.19
66	地すべり	57-2	棚木-1	上山市小倉	警戒区域	第426号	H25.4.19
67	地すべり	56-3	鳴の谷地-3	上山市高野	警戒区域	第426号	H25.4.19
68	地すべり	J10-H002	金神林	山形市金瓶	警戒区域	第446号	H26.4.30
69	地すべり	60-3	権現堂-3	山形市権現堂	警戒区域	第426号	H25.4.19
70	地すべり	60-2	権現堂-2	山形市権現堂	警戒区域	第426号	H25.4.19
71	地すべり	60-1	権現堂-2	山形市権現堂	警戒区域	第426号	H25.4.19
72	地すべり	59-1	権現堂2-1	山形市高野	警戒区域	第426号	H25.4.19
73	地すべり	59-2	権現堂2-2	山形市高野	警戒区域	第426号	H25.4.19

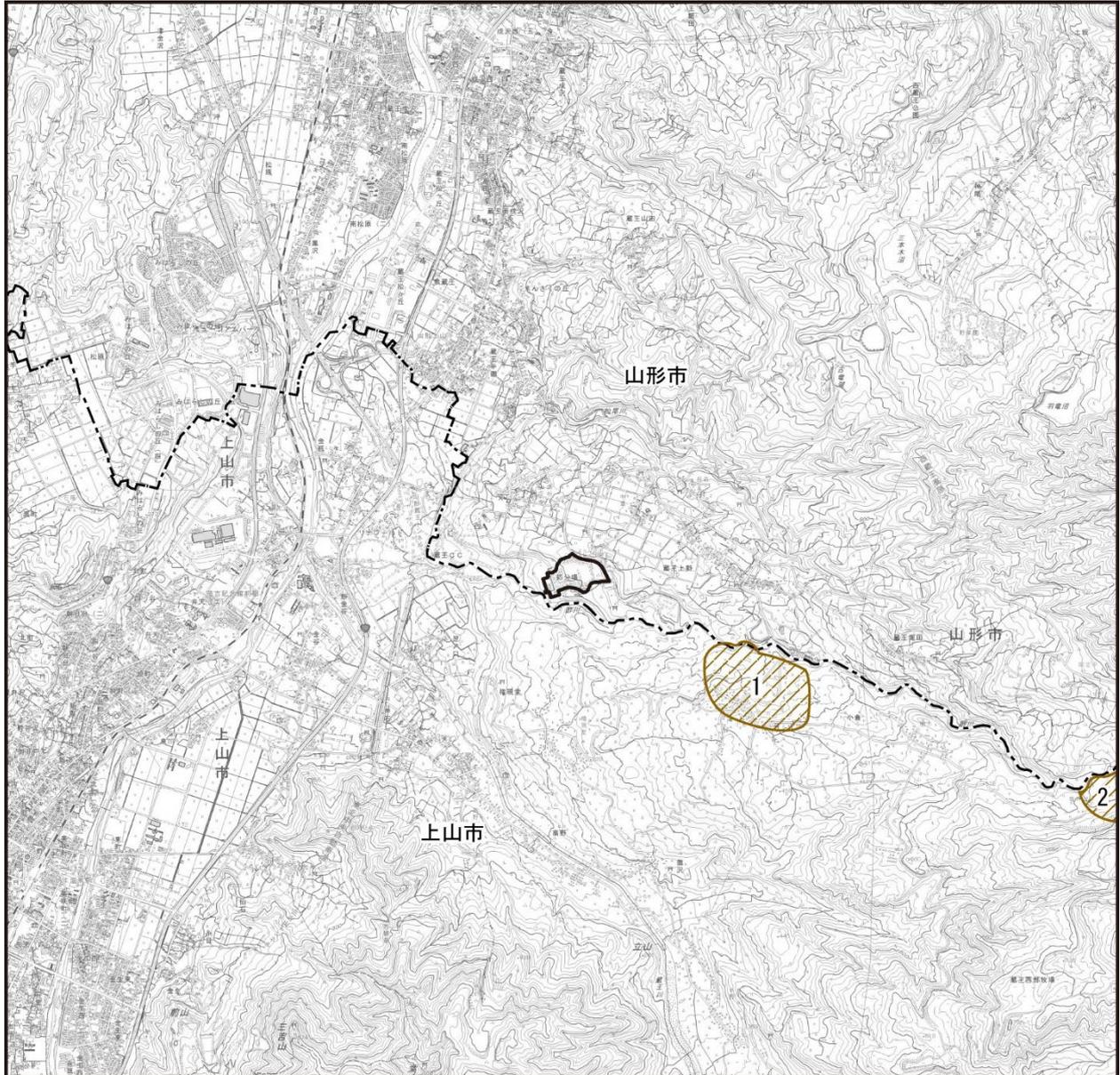
※：表中のNo.は、図 3.2-20に対応する。

出典：「山形県土砂災害警戒システム」（令和5年2月閲覧 山形県HP）

⑥ 河川法に基づく河川保全区域

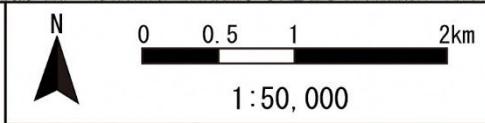
対象事業実施区域及びその周囲における「河川法」（昭和39年 法律第167号）に基づく河川区域の指定状況は、図 3.2-21に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、河川区域（1級河川）の指定がある。なお、対象事業実施区域に河川区域の指定はない。



凡 例

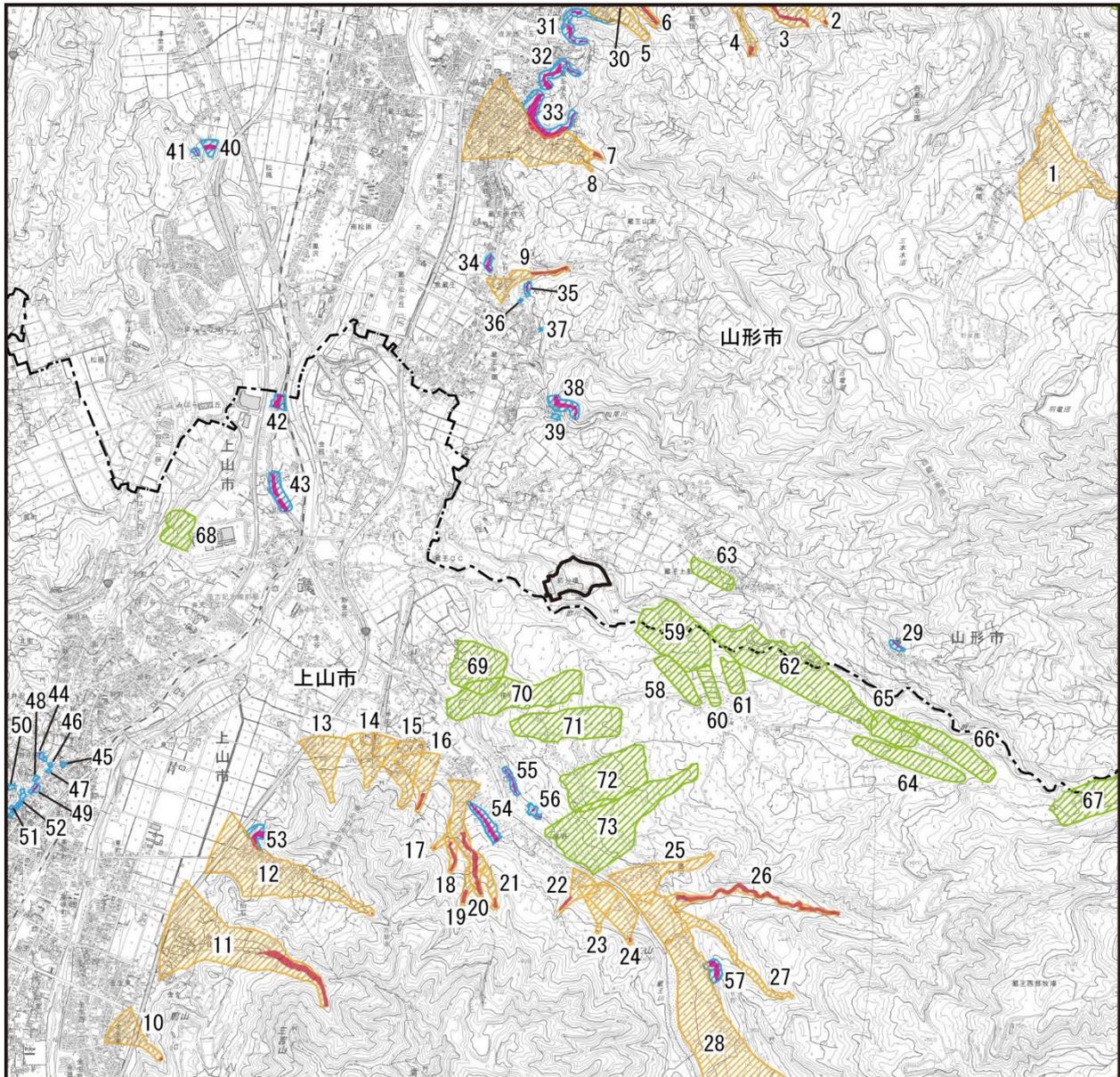
- 対象事業実施区域
- 市界
- 地すべり防止区域



※：図中の番号は、表 3.2-57 に対応する。

出典：「村山総合支庁管内図（その1）」（令和3年 山形県村山総合支庁）

図 3.2-19 地すべり防止区域の指定状況



凡例

□ 対象事業実施区域

----- 市界

土砂災害特別警戒区域等

■ 土石流（特別警戒区域）

▨ 土石流（警戒区域）

■ 急傾斜地の崩壊（特別警戒区域）

▨ 急傾斜地の崩壊（警戒区域）

▨ 地すべり（警戒区域）

※：図中の番号は、表 3.2-58 に対応する。

出典：「山形県土砂災害警戒システム」（令和5年2月閲覧 山形県HP）

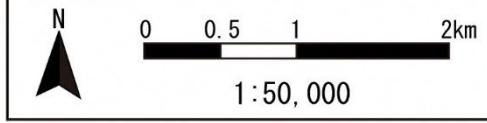
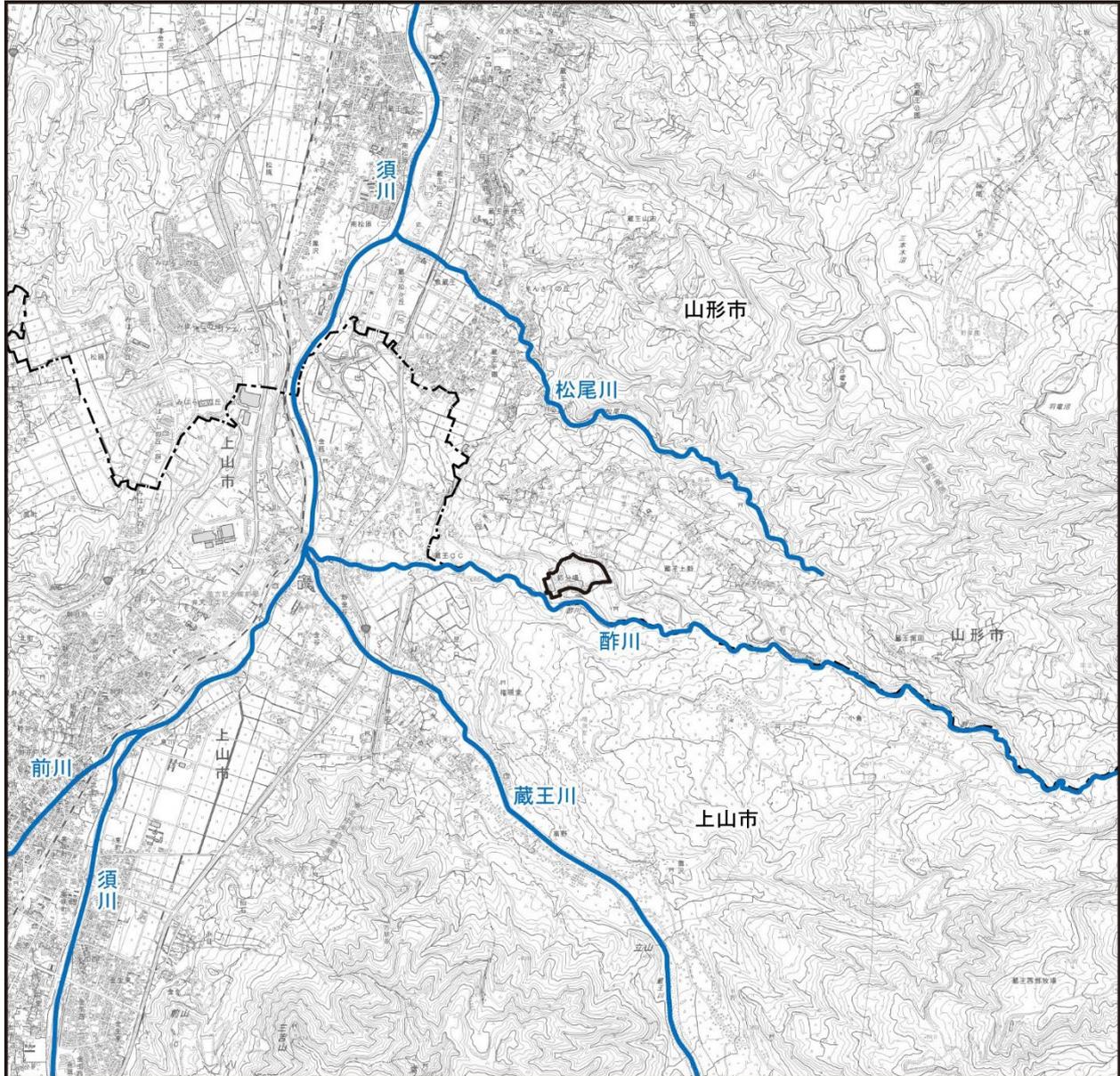
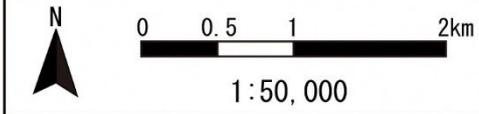


図 3.2-20 土砂災害警戒区域等の指定状況



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市界
- 河川区域 (1級河川)



出典：「国土数値情報（河川）」（令和5年2月閲覧 国土交通省IP）

図 3.2-21 河川区域の指定状況

3. 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況のまとめは、表 3.2-59 に示すとおりである。

表 3.2-59 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	項目	指定等の有無 [※]	
			対象事業実施 区域の周囲	対象事業 実施区域
公害関係 法令	環境基本法	水質類型指定	○	×
		騒音類型指定	○	×
	大気汚染防止法	—	(○)	(○)
	騒音規制法	規制地域	○	×
	振動規制法	規制地域	○	×
	水質汚濁防止法	上乗せ排水基準指定地域	○	×
	悪臭防止法	規制地域	○	○
	土壌汚染対策法	指定区域	×	×
	山形県地下水の採取の適正化に 関する条例	地下水採取の規制地域	○	○
自然保護に 係る法令	自然公園法	国立公園	×	×
		国定公園	○	×
		県立自然公園	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×
		県自然環境保全地域	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の 保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の 適正化に関する法律	鳥獣保護区 特定猟具使用禁止区域	○ ○	× ○
絶滅のおそれのある野生動植物の 種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	
特に水鳥の生息地として国際的に 重要な湿地に関する条約	ラムサール条約湿地	×	×	
景観に係る 法令	景観法	景観計画区域	○	○
	都市計画法	風致地区	×	×
国土防災に 係る法令	森林法	保安林	○	×
	砂防法	砂防指定地	○	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止 に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
	土砂災害警戒区域に対する土砂災 害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び 土砂災害特別警戒区域	○	×
	河川法	河川区域	○	×

※：○：指定あり、×：指定なし、(○)：発生施設の種類、規模ごとに排出基準が定められているもの。

3.2.10 その他

1. 公害苦情の状況

山形県における公害苦情件数は、表 3.2-60 に示すとおりである。

令和2年度の公害苦情の総数は616件である。そのうち典型7公害の苦情件数は373件で、水質汚濁に関する苦情が最も多くなっている。

また、対象事業実施区域の位置する山形市における公害苦情件数は、表 3.2-61 に示すとおりである。令和元年度の公害苦情の総数は78件であり、大気汚染に関する苦情が最も多くなっている。

表 3.2-60 山形県における公害苦情件数の状況（令和2年度）

区分	総数	典型7公害								典型7公害以外の苦情
		小計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
山形県	616	373	60	111	4	108	4	0	86	243

出典：「山形県統計年鑑（令和2年）」（令和5年2月閲覧 山形県HP）

表 3.2-61 山形市における公害苦情件数の状況（令和元年度）

区分	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	その他
山形市	78	32	24	2	7	0	13

出典：「令和2年版山形市統計書」（令和5年2月閲覧 山形県HP）